

## 第九十一回

## 參議院法務委員会議録第九号

昭和五十五年五月十三日(火曜日)

午前十時十九分開会

## 委員の異動

五月九日

## 辞任

坂元 親男君

佐藤 三吾君

丸谷 金保君

永野 嚴雄君

野呂田芳成君

加瀬 完君

阿具根 登君

補欠選任  
永野 嚴雄君  
加瀬 完君  
阿具根 登君

遠藤 政夫君

久次米健太郎君

村田 秀三君

片岡 勝治君

大石 武一君

竹内 澄君

寺田 熊雄君

宮崎 正義君

小林 国司君

野呂田芳成君

八木 一郎君

片岡 勝治君

村田 秀三君

橋本 敦君

円山 雅也君

内閣法制局第二  
法務政務次官  
平井 卓志君  
法務大臣官房長  
法務省民事局長  
法務省刑事局長  
法務省人國管理  
局長  
前田 貞家君  
宏君  
小杉 照夫君○民法第七百五十条の改正に関する請願(第四六  
号外七一件)  
○借地上建物賃借人の保護に関する請願(第二八  
一八号)○治安維持法等による犠牲者に対する国家賠償に  
関する請願(第三四三八号外七件)

○継続調査要求に関する件

最高裁判所長官代理者  
最高裁判所事務  
總局刑事局長事務局側  
常任委員会専門  
員  
説明員  
内閣官房インド  
シナ難民対策連  
絡調整会議事務  
局長警察庁長官官房  
企画審査官  
監察庁刑事局国  
際刑事課長  
警察庁警備局公  
安第三課長  
外務大臣官房領  
事移住部旅券課  
東南アジア難民  
問題対策室長  
外務省国際連合  
企画調整課長  
海上保安庁警備  
救難部参事官柳瀬 陸次君  
奥村 俊光君  
村角 泰君森広 英一君  
水町 治君  
吉野 準君池田 拓治君  
今川 幸雄君  
小西 芳三君

武石 章君

佐藤 三吾君

丸谷 金保君

永野 嚴雄君

野呂田芳成君

加瀬 完君

阿具根 登君

大石 武一君

竹内 澄君

寺田 熊雄君

宮崎 正義君

遠藤 政夫君

小林 国司君

野呂田芳成君

八木 一郎君

片岡 勝治君

村田 秀三君

橋本 敦君

円山 雅也君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

國務大臣 法務大臣 倉石 忠雄君

○本日の会議に付した案件  
○外国人登録法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)  
○國際検査共助法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(峯山昭範君) 外国人登録法の一部を改  
正する法律案及び國際検査共助法案を便宜一括し  
て議題といたします。  
兩案の趣旨説明は、去る八日の委員会において  
聽取いたしておりますので、これより質疑に入り  
ます。  
質疑のある方は順次御発言願います。  
○寺田熊雄君 まず、外国人登録法についてお尋  
ねをいたします。  
この法律につきましては衆議院ですでに審議が  
なされております。衆議院の審議の経過を会議録  
によつて見てみますと、  
「委員長退席、理事官崎正義君着席」  
この法案につきましては種々の面において疑問が  
提示されております。それに対しては、法務省当  
局におかれ賛否いずれの意見であるかは別とし  
てかなり思い切った答弁がなされておるわけであ  
ります。この法律そのものについて、今回の改正  
はかなり技術的な形式的な面の改正が多いよう

あります。しかし、この法律の抜本的な改正が望  
まれておることも事実であります。  
そこで、入管の局長にお尋ねをしますが、外國  
人登録法の抜本的な改正、これは現に作業中によ  
うに承っておりますが、大体いつごろに抜本的な  
改正が完成をして国会に提案せられるのか、その  
見通し、そういうものについてまずお伺いしたい  
と思うのです。  
○政府委員(小杉照夫君) お答え申し上げます。  
外国人登録制度の基本的なあり方の問題につき  
ましては、御承知のとおり、いわゆる長期在留外  
国人の待遇の問題というものがございまして、目  
下私ども事務的に銳意検討を進めておるところで  
ございます。しかしながら、長期在留外国人の中  
には御存じのとおり、協定永住許可を受けている  
韓国人のほかに、その法的地位がいまだ最終的  
に確定を見ていないいわゆる法一二六一一一六の  
該當者でござります台湾出身者及び北朝鮮系の朝  
鮮半島出身者並びにその子孫というような方々が  
含まれておりますものでござりますので、これら  
の方の法的地位及び待遇というものを決定いた  
しますためには、國際關係あるいは国内關係等諸  
般の事情を慎重に考慮、検討する必要があるとい  
う状況があるわけでござります。したがいまし  
て、外登法の抜本的な改正案について最終決定を  
見るまでにはなおかなりの日時を要するのではないか  
とかと考えられるわけでござります。したがいまし  
て、外登法の抜本的な改正案について最終決定を  
するか、現段階で確信することはいさか困難であ  
るというふうに感じております。しかしながら、  
再検討の作業の努力目標としてあえて申し上げる  
とすれば、今後三年前後のうちには一応の結論を  
出したいというふうに考えておるところでござい  
ます。

○寺田熊雄君 いま御提案になつております改正  
案

法案というものは、行政監理委員会が昭和四十九年十一月六日「許認可等に関する改善方策について

うな簡素化の要望というものもあるのでしようか。その点はいかがですか。

質問もあつたわけです。それに対しても局長の方では、これはやはり外国人登録の事務を円滑に行う

ま局長が言われましたように四点あると、この四点の中で、私拝見をいたしますと、三件につきま

か。  
大体これに基いて、必要を論せられました問題に限つて、またこれが動機となつてこれを御提案になつた、こういうふうに承つてよろしいです

◎政改案（小林賛成案）地方公團の本領からの希望につきましては非常にいろいろ広い範囲にわたるつて要望がござります。ただ、今回の改正案に盛り込まれました四点、これはすべての都道府県あるいは市区町村から共通して要望が出されておる

ためにはまあぐくへからざるものである。よろしく用意うといふことを言い切つておられる。これについては全く改める余地はないのか、それとも何らかのやはりこの点についてもある程度改める点があると、そういうお考えなのか、その点ちよつと明確

に盛られております。ところが、この答申の中の整理番号四十五、「変更登録」「外国人登録法第十九条」関係につきましては、答申の内容は「登録原票の記載事項のうち居住地、氏名及び

○政府委員(小杉照夫君)　ただいま先生が御指摘になられたとおり、どうようと御理解いただき結構であると思います。

事項にはほぼ合致しておるというふうに私ども理解いたしております。

にお答えいたい大変ありがとうございます。

籍以外の記載事項の変更については、登録証明書交付申請の引替交付申請、再交付申請若しくは切替交付申請又は居住地、氏名若しくは国籍の変更登録申請の際に、併せて申請しても差し支えないものとす

した交通機関の発達並びに国際的な人的交流の増大  
ということに伴いまして、わが国に出入国いたし  
ます外国人の数が増加の一途をたどつておる。そ  
の結果といたしまして、これら外国人の在留状況  
というのももきわめて多様化しておるのが現状で  
ござります。そのために市区町村等における外国人  
人登録事務というのも事務量それ自体著しい増  
大ぶりを示しておりますし、この事務を担当いた  
しました所で丁寧な対応と、よきコミュニケーション

○政府委員(小杉照夫君) いろいろの手続面における簡素化、合理化ということになりますと、外国人登録事務というのはかなり複雑な手続でござります。今まで誰かが苦労して手續をへて、ようやく登録がなされたことがあります。そこで特に重要な要望と考えられるようなもののがありますから、三ちゃんと御説明いただきたいと思います。

人不同、一生不变という特質を利用いたしまして、登録する外国人の同一性というものを科学的に確認する手段として私ども考えておるわけでございまして、この指紋を押捺させることによりまして外国人登録証の偽造あるいは変造というものを防止することが目的であるわけでございます。また、この指紋押捺によりまして外国人登録証を持つておられる方それが登録証明書の正当な所持人であるということをあわせ証明できる制度

る」と、こういう答申でありますけれども、今回の改正法案はこの答申内容とは異なりまして、現行の外国人登録法の第四条第一号ないし二十号の中、九号の「職業」、十四号の「在留資格」、十五号の「在留期間」、十九号の「勤務所又は事務所の名称及び所在地」と、この四点については改正を提案しておられないですね。依然として旧法を維持していらっしゃる。これはどういう理由から出るものか、ちょっとこれを御説明いただきたい

在留外国人からも手続の合理化、簡素化ということのを望む声が出されてまいっておるが現状でござります。先ほど先生から御指摘がございましたような行政監理委員会の答申もございまして、これらの諸点をあわせて今回外国人登録事務の合理化、簡素化ということを目的にしてこの法案を提案した次第でございます。

いさつたのと何ういふ言ひます。多々あるわけでござります。たとえば登録原票に登録写票というようなものをおわせつくらなければならぬ。それを何通つくらなければいいかぬ。いうのをあるいは一通に減らすとか、あるいは指紋の保存の方法を大いに簡素化してある一ヵ所に指紋があればいいというようなかつこうにする簡素化等々もござります。さらには外国人登録制度

およそ外国人登録制度というものを維持する限りはやはり堅持していくなければならない基本的な手続の一つであるというふうに考えておるわけでござります。

しかしながら、現在指紋押捺の回数というものはかなりございまして、その回数を減らすこととの方向での検討は十分検討の余地があるのでござります。

○政府委員(小杉照夫君) 行政監理委員会の勧告の内容は、ただいま先生御指摘のとおりでござります。私どもいたしましては、職業及びこれと うらはらの関係にござります勤務所の名称といふものは、外国人を特定する場合に、国籍・氏名などとともに外国人の身分事項を具体的に明らかにするための必要事項であるというふうに考えてお

○寺田熊雄君 いま局長のお答えになつたところをもう一遍反すういたしますと、市町村役場の事務量が増大をいたしまして市町村役場の現場の声

の基本にかかる問題に相なるわけでございますけれども、たとえば指紋の押捺の回数、これを減らすことが可能ではないか。減らすことが可能で

ないかと私ども考えておりまして、どの程度の押捺が必要であるかということについて現在鏡意検討を進めておる段階でござります。

るわけでございまして、私ども人管に課せられております仕事の中でかなり重要な部分を占めます外国人の資格外活動や目的外活動というものを医

が簡素化を望んでおつたと、それに加えていま私の方から最初にお話をいたしました行政監理委員会の答申もあつた、両々相まっての改正であると、いうお話をありました。

市町村からの事務簡素化についての要望というのは、いま私がお話ししました行政監理委員会の中のことごとく網羅せられておるのでよいか。まだ行政監理委員会の答申に漏れておるよ

あるとすればその分だけ市区町村の手間暇は軽減されるわけでございます。いろいろ手続的な面での簡素化、合理化の余地というものはまだまだあるというふうに私ども考えております。

○寺田熊雄君 いま局長がお答えになった中に指紋の押捺義務ということがありますね。これは衆議院の会議録を読んで見ましても、野党の議員の中にはこの押捺義務に對して強い疑問をぶつけた

○理事(宮崎正義君) この際、委員の異動について御報告いたします。  
ただいま永野巖雄君が委員を辞任され、その補欠として遠藤政夫君が選任されました。

り締まっていく上におきまして、職業あるいは勤務所の名称等につきましては、その変更を速やかに外登証の上に反映しておいていただく必要があるからであるというふうに考えるわけでございます。さらには在留期間及び在留資格の変更につきましては、まずは先回、昭和五十年の第七十五国会に、行政管掌法の整理に関する法律案の中に、実は今回の提案と

ほぼ同様の外登法の改正案が提案されておったわけですが、その際は、この在留資格及び在留期間についての事項は削除されております。ところが、その削除を当時いたしました理由は、これらの外国人の方が在留資格の変更であるとかにおいてその資格変更なり在留期間更新の許可が行われました際に、入国管理局が外登証の面の上にその旨を書き込むということをいたしましたれば一挙両得ではないかということで、この二つの点を実は外したわけでございます。ところが、国会の審議を通じまして、当時内閣委員会でございましたが、本来外国人登録の事務というものは市町村の窓口でできていたものをこの法改正の機会に入管が介入してくるという、何と申しますか、改悪であるという御議論が非常に強く出されましたて、私どもいたしましても決して入国審査官が外登証に記入することによって在留外国人の規制を強化するというような意図は毛頭ないわけでござりますので、今回はそのようなものは緩和の対象にしないということで、存置しておるわけとなります。

○寺田龍雄君 この職業や勤務場所の変更についての十四日以内における届け出義務、これは、たとえば永住許可を受けた韓国人であるとか、あるいは局長の言われる法一二六一一一六の該当者というような者、こういう人々はその必要がないんでしょうね。これはいかがですか。

○政府委員(小杉照夫君) 在留活動の面だけから見ますと御指摘のような方策も考えられるかも知れませんけれども、現在におきましては法一二六一一一六の該当者も協定永住者も一般永住者も等しく一般外国人と同様な扱いを受けておるというのが現状でございます。

○寺田龍雄君 これは立法論としてはどうでしょ

うかね。たとえば、在日朝鮮人あるいは韓国人が、現在たとえば食堂を経営しておる、あるいは

パチンコ屋を経営しておる。そのパチンコ屋を改めて大衆食堂とする、あるいは大衆食堂を改めてパチンコ屋とする。それに伴つて、朝鮮人なり韓国人なり——一緒かもしれないけれども、そういうふうな人が、いままではパチンコ屋の店員であつたが、今度は食堂の店員になつたと、場所も隣に移つた。というようなことを、そのたびに一々届け出なければならない、そういうふうに改められるお気持ちはありますか。

○政府委員(小杉照夫君) 立法論としてただいま寺田先生の申されましたような考え方というものには十分あり得ると私も思いますけれども、本来、いわゆる協定永住者である方、あるいは一二六一二六であった人で、いろいろの事情でその後四一一一六一三に資格が変わつた方、これらもかなりおられるわけでございます。で、これらの元來、マルAあるいは一二六の該當者であつた方で、今日その資格を持つておられないような方、さらにはそのような方がおられるわけでございますが、そのような方との間ににおいて外登法上の処遇を別にするという結果に相なるわけでございまして、それはいかがなものであろうかと、いうふうに私ども考えておるわけでございます。

いずれにいたしましても、本来すべての外国人に一律平等に適用するというたてまえになつておられます法律を特定の外国人についてだけ適用を除外するということに相なるわけでございまして、これは外国人を逆に、何といいますか、内部的に差別待遇するというふうなことになり好ましくないのではないかというふうに考えておるわけでございます。

○寺田熊雄君 外国人については差別待遇と言わざれども、外国人の中で、一方は永住許可を許されている、また永住許可と同じような待遇を認められておるという、もうすでにその局長の言われる差別待遇は現存しておるわけですね。その差別待遇

遇なるものはきわめて合理的な根拠がありますし、かつ歴史的に見てそれなりのやはりよくあるゆえんのものがあるわけで、そういう者に対しては行きすりの外国人と比べてある程度法制なりその適用を異にするということがあっても、それは自然じやないでしようかね。たとえば行きすりの外国人の場合だったなら、それはかなり実態を把握するという面で、いわばある程度規制を厳しくしないというと管理が十分に行き届かないといふことがありますね。しかし、もうほんと日本の人と同様な社会生活を営んでいる、そして深く社会の中に溶け込んでしまっておるがために、官側においてもそれをいわば掌握するというかそれにそれほどの困難は感じないという客観的な事実関係があるでしょう。したがつて、行きすりの外国人のようにそろ厳しく規制をしなくてもいいんじやないかというのが私の考え方ですが、これは合理的じやないでしょうかね、局長、どうお考えですか。

た外国人の労働者の職業分布状況というようなものとの的確に把握する手段というものはやはり確保しておかなければならぬのではないかという考え方も他面あるわけでございます。

さらに、あえてここで一つ申し上げますと、実は外登証の有効期間は現在三年でございます。これにつきましては期間をもつと長くしてほしいという御要望がございまして、私どもこの期間の伸長という面の検討を現にやっておるわけでございますが、たとえばいまの三年というものを五年なり六年あるいは十年というように有効期間を長いものに延ばしますと、もしたとえばこの職業、勤務地あるいは在留期間、在留資格というようなものについての変更があつた場合には、二週間以内に登録してほしいという制度をやめてしまふなど、結局職業、勤務地等々外登証上把握できない事態というものが出てくるわけでございまして、このように期間を長くいたしますと、登録変更があつた場合に二週間以内に変更登録をしていただかなければならぬ項目というものは大幅に減らすことができると、そういううらはらの関係に相なつておるという点もひとつ御理解いただきたいと思います。

○寺田熊雄君 なるほど。そうすると、外国人のあり方を的確にまた完全に掌握するためには二週間以内の届け出義務を課すると。そうして的確に掌握していくば、逆に局長の言われたように、切りかえというものを、期間を三年のものを六年なりあるいは八年なり、そういうものに延長することも可能になるじゃないか、こういう論理ですね。それならば、これはいまの切りかえ期間を現在三年であるのを六年とか八年とか、そういうものに延長する、そういう方向にこれは前向きに検討をなさるということを、これはお約束していただいているでしようね。これはいかがです。

○政府委員(小杉照夫君) 先ほども申し上げまし



たわけでございます。で、ただいま先生御指摘のように、不携帯罪の場合に罰金だけいいかどうかというような点については、実はまだ現時点で検討を了しておりませんので、何ともお答えいたしかねる次第でございます。

○寺田 熊雄君 この刑罰の点では、やはりオーリティーはこれは刑事局長ですね。これはどうですか、いま入管の局長のお答えでは、刑罰が一律であるのを改めて各違反の態様に応じて刑を軽減化してまいりたい、そういう結論のようですけれども、たとえば在日朝鮮人や韓国人が常時携帯しているなかつた、そういう義務の違反に対しても罰金刑をもつて臨んでいいんじやないかと私は考えたけれども、これは局長としてはどういうふうにお考えですかね。

それからまた、いまの違反の態様に応じて刑の輕減を図つていただきたいということについては、もちろんこれは入管局だけではなくして刑事局長の方も当然これに関与すると思われますが、やっぱりそういうふう伺つてよろしいですね。

○政府委員(前田宏君) 先ほど入管局長からお答えがございましたように、現在の登録法の罰則がいわば一律的であるということに問題がないわけではないといふには思うわけでございます。

しかしながら、最高が一年ということございまして、これが三年とか五年とかいうことになりましと、それで一律の法は確かに荒っぽいといふことになるかと思いますが、最高が一年でござりますから、直ちに不当であるとかいうふうにも思わないわけでございます。しかし、いま答弁がありましたように、内容に応じて考え方をしていくことはあってしかるべきものだと思います。その場合には、この登録法違反の実態と申しますか、いろいろな違反があるわけでござりますから、その過去の実例あるいは現在の実態と将来の予測というようなものを総合的に考えまして、その実態に応じた法定刑というものを考えていく必要があるであろうというふうに思つわけでございます。

なあ、不携帯については罰金のみでどうかといふ御意見もあるわけでございますけれども、これもいまのようなことでございまして、不携帯の單純なものもちろん多いかと思いますけれども、必ずしもそうでないものの中には含まれているかもしれません。従前どおり、從来十一条で行われております。

○寺田 熊雄君 これはお二人の局長にお伺いするのですが、この不携帯というのは、その大部分は過失犯である、故意犯ではないという客観的な事実は、これは御両所ともお認めになるでしよう。

○政府委員(小杉照夫君) 不携帯という場合、もちろん過失による(不携帯)、当然あると思います。

○政府委員(前田宏君) 実態を統計的に把握していながら、これはどうかの確認をしなければならない。」

○政府委員(小杉照夫君) 「登録証明書の引替交付」に関する規定であります。その三項に、「市町村の長は、第一項の申請があつたときは、登録原票の記載が事実に合つて、過失による場合が多いと言え多いだろうと申します。

○寺田 熊雄君 これはそうでしょう。大体反抗心からわざと持つていてやらぬぞなんと言つて、いばつて持つていかないやつは少ないんで、やつぱりうつかりして持つていかないという方が多いでしようね。この点は刑事局長の答弁の方がはつきりしております。何か入管の局長の方は、そ

なういうものもあると思いますというようなことで、それが果たしてこの法改正のうたい文句である行政事務の簡素化に適合するものだらうか。むしろ逆行するものじやないだらうか。そういう疑いがある。

それからもう一つは、これが新しく市町村長に義務を課す点で事務量が増大するんじやないだろうか。いろんなことを言われておるわけであります。ところが、衆議院の会議録を見ると、入管の局長がいともこれを簡単に、いやこれは事務量の増大はありませんと、「窓口において登録事項確認申請書、旅券等をもとにいたしまして登録原票と合っているかどうかということを決めるわけでございます」。で、稻葉誠一委員が、何か犯罪で

たしましたのも、やはりその大部分が過失犯であるという客観的な事実からそういう結論を出して申上げたのであります。

次に、今回の法改正で最も関係者が神経質にな

りましたのは、法第六条及び七条の改正に伴いまして、市町村長に職権によるいわゆる確認義務、これを課しておるところであります。

今回の改正案の第六条によりますと、これは「登録証明書の引替交付」に関する規定であります。その三項に、「市町村の長は、第一項の申請があつたときは、登録原票の記載が事実に合つて、過失による場合が多いと言え多いだろうと申しますが、この不携帯といふのは、その大部分は過失犯である、故意犯ではないという客観的な事実は、これは御両所ともお認めになるでしよう。

「登録証明書の再交付」に関する規定であります。その三項にも同一の規定があります。これ

は現行の第十一条、「登録証明書の切替交付」、この切りかえ交付の規定の場合は、外国人に対し確認申請の義務を課しておる。そしてその確認

申請を受けて市町村の長が確認をするという規定になつておるわけであります。つまり六条、七条の今度の改正と現行の第十一条、この現行の第十一条の点は改正法もこれを踏襲しております。

から、六条、七条と十一条では規定の体裁が違つてしまつて、そのままのままの規定であります。

○政府委員(小杉照夫君) 今回のこの六条、七条、十一条関係の改正の趣旨は、従来のたてまえですと新規登録を受けた日から三年ごとに切りかえ交付申請をしなければならないということになります。

○政府委員(小杉照夫君) 今回のこの外登証の中途において、紛失したとかあるいは著しく汚損したということで再交付あるいは引きかえ交付を受けた場合も、その引きかえ交付を受けた外登証の有効期間は、当初の外登証の有効期間の三年目で有効期間が終わってしまうということになつておきましたものを、今回の改正におきましては、

再交付あるいは引きかえ交付を受けた場合には、その日から三年間その外登証は有効である。したがつて、その日から起算して三年目に切りかえ交付申請をやればいいということにしたわけでござ

います。それに伴う改正でございまして、結局何と申しますか、従来の手続によりますれば、たとえば外登証をなくした、有効期間残り一年という

目的としてそつした確認をするんじやないだろかという質問に対しても、入管の局長は、「ただいま先生が御指摘になられたような意図は全くございません。従前どおり、從来十一条で行われております」。

○寺田 熊雄君 私がこの不携帯の罪に対する法定刑を罰金に限つたらどうかということを提案をい

ます。それはなかなかうかといふ気がいたします。

○政府委員(小杉照夫君) 実はこの点に関しては、私はこの点に関しては、その有効期間は、当初の外登証の有効期間の三年目で有効期間が終わってしまうということになつておきましたものを、今回の改正におきましては、再交付あるいは引きかえ交付を受けた場合には、その日から三年間その外登証は有効である。したがつて、その日から起算して三年目に切りかえ交付申請をやればいいということにしたわけでござります。それに伴う改正でございまして、結局何と申しますか、従来の手続によりますれば、たとえば外登証をなくした、有効期間残り一年という場合には、一年間だけ有効な外登証が出たわけでございます。今度は三年間有効なものが出るといふことになりますので、その再交付なり引きかえ

交付の際に、今後三年分有効であるよということを担保するためには、やはり内容が事実に合致しないなければならないということを市町村長において確認していたたく、これは今回の確認義務に相なるわけでございます。

ところが、先ほど先生も私の発言を議事録で読み上げになられましたとおり、実は從来であれば、当初の三年の期間に十一条に基づいて切りかえ交付申請をして、市町村長の確認を受けて初めて三年間有効になるものが、それと全く同じ手続を引きかえ交付なり再交付を受けるときにやつて、新たに交付された日から三年間有効の外登証をもらえるという形にいたしたわけでございまして、本来三年ごとに行われるべき引きかえ交付申請の際に市町村長がおやりになる確認という行為が時期的に若干早まつたということに相なるわけでございます。

それで、その結果いたしましてどういうことになるかというと、ことしは実は大量切りかえの年でございますけれども、いわゆる三年目において処理すべき案件のうち、あらかじめ再交付なり引きかえ交付で外れているものは一齊切りかえの際には対象にならないわけでござりますから、その限度において事務が分散されるという意味で簡素化、合理化につながる措置だということでございます。

○寺田熊雄君 そうすると、六条、七条の規定によって市町村長に課せられた確認義務と、従来の十一条、それでまたその従来の十一条を踏襲した改正法の十一条、その十一条の規定に基づく市町村長の確認義務とはその内容においては全く異なるというふうに伺つてよろしいですか。

○政府委員(小杉照夫君) そのとおりでござります。

○寺田熊雄君 私が政府委員であるか入管局の担当官の方に伺つたところによると、確認義務といふのは外国人が窓口に来て申請をすると、その申請書の内容とそれから市町村長が持つてある登録

原票、それとが合致するかどうかその点を確かめるんだと、したがつて、登録原票というものを相手方に書いて聞かないと、あるいはまたそれを見せつけ、このおり間違いないとか、いやこ

れは違いますとか、これは間違いありませんとかいうことによって登録原票が事実間違いかどうかということを申請者との間にいわば確認をする作業であるというふうに承りましたが、そのとおりでしようか。

○政府委員(小杉照夫君) 先生おっしゃられたとおりでございまして、具体的な方法を申し上げますと、市町村役場の担当者が当該外国人に対しまして登録原票の内容といふものを一応告知いたします。そのとおり間違いかどうかという点を確認すると、その程度の確認業務でございまします。そのとおり間違いかどうかという点を確認すると、その都度実態調査をするというようなことはございません。

○寺田熊雄君 そうなりますと、確かに事務量は従来どおりであつて増大しないということになりません。これは形式上の問題ですが、その確認義務の規定などはない。ないものを入れたという点ではいまおっしゃった六条、七条の市町村長の確認はそういうものではありませんが、そうしますと、この五十五年二月の段階では法務省としても、法案を提出する段階で内閣法制局の意見でそ

の「当面の懸案事項」の中には入つておらなかつた、そういうふうに理解したらよろしいですね。

○政府委員(小杉照夫君) やや正確に申し上げますと、この二月につくりました入管局の「当面の懸案事項」これをつくりました段階では、実は外登法の一部改正といふものの内部的な検討は進めておりましたが、これを今国会に提出するかどうかについて最終的な結論を得ていなかつた段階でございますとはつきりするのであります。十一条の場合には、まず外国人に確認申請の義務を課す、これが先行しておるわけでござります。この

一ときがないといふならば、規定の体裁をなぜ十一条と同じにしなかつたのかという疑問に対しても局長はどういうふうな説明をなさいますか。

○政府委員(小杉照夫君) 現行の十一条をごらんいただきますとはつきりするのであります。十一条の場合には、まず外国人に確認申請の義務を負わなければなりません。それが第一点。それからさらによつて、それが第二点。それからさらに、その時点ではまだ具体的な何と申しますか、条文作成というところまでいっておりません段階でございましたので、この「当面の懸案事項」の中でただいま先生が言われたようなことが欠落しておるわけでございますが、別段他意はないわけでございます。

○寺田熊雄君 次に、たとえば十四日以内に届け出をする義務を懈怠した、怠つたというような場合、それが明らかになりました場合は市町村長はこれを告発しなければいけないということになつておるようになりますが、この市町村長の告発義務といふのは、法令の根拠はどこにありますか。

○政府委員(小杉照夫君) これは刑事局長からお

うのが立法経緯でございます。

○寺田熊雄君 いま局長のお答えによりますと、この六条、七条の確認義務というものは内閣法制局の意見でそういうふうな規定の体裁にしたということがありますね。実は、五十五年二月入管局「当面の懸案事項」という印刷物があります。これには「1 出入国管理令の改正」「2 外国人登録法の改正」「3 インドシナ難民問題」

こういう三つのテーマが掲げられております。これにはいまおっしゃった六条、七条の市町村長の確認

義務の規定などはない。ないものを入れたという点

で、ある団体などがどうもこれは合点がいかない

といふことを申しておるのであります。そ

うすると、この五十五年二月の段階では法務省として、その都度実態調査をするというようなことはございません。

○寺田熊雄君 そうなりますと、いまその規定何

条だったか忘れてしましたので、ちょっと何条か

おっしゃつていただきたい。

○政府委員(前田宏君) 刑事訴訟法の二百三十九

条の二項に「官吏又は公吏は、その職務を行うこ

とにより犯罪があると思料するときは、告発をし

なければならぬ。」こういう規定が設けられて

おります。

○寺田熊雄君 この二百三十九条の二項、どの程

度ストレートに義務づけておるんでしようかね。

市町村長が、外国人の変更申請が、たとえば四

五日おくれて来た。だめじゃないか、これはちや

んと二週間以内にやらなきやいけませんよと言つ

て訓戒をするという程度にとどめたらどうかと思

われるような場合、これを一々告発するというの

はどうも少し何か、いかにも厳し過ぎるような感

じがしないではないけれどもね。これは現実の運

用はどうなつてますかね。ちょっとお伺いした

い。

○政府委員(小杉照夫君) 私どもの方といたしま

しては、市町村長と窓口におられる方々に対しま

して、たとえば期限が二日、三日おくれたというよ

うな細微な事案――要するに事案の態様に応じて

弾力的な対応をするようにという指導をいたして

おります。したがいまして、ただ画一的に、一日

おくれたからどうのこうのというようなことには

実際上なつてないはずでございます。

○寺田熊雄君 いま局長は非常に慎重に一日、二

日というような表現をとられたんですが、これが

やがて置いたとい

て四、五日おくれたこともあるでしよう。それが、たとえばその外國人が、旅行あるいは父親の急病というようなことでやむを得ずおくれたといふこともあるでしょう。それはやはり、故意によらざるやむを得ない事情ということになりますと、かなり弾力的に運用されてゐるんでしようね。それでは、弾力的に運用をする方針でいらっしゃるんでしょうね。この点ちよつと明確にし

によっては情状ということで処理される場合もある  
らうかと思います。

○寺田熊雄君 そして入管局長が言われたように、そう一日、二日で告発義務を課すといふようなことはないよう指導しておると、そしてケース・バイ・ケースで一ヶ月おくれた場合でも不問に付したというか、告発義務を解除したような場合もあると、そういうことでしたが、それはそのとおり刑事局長としても当然のこととして承つて

しました出入国管理法あるいは出入国法案の改正案の中に考え方として一部すでに盛り込まれてお  
りまして、そういう、過去において検討した経験  
があるということをわせ申し上げておきます。  
○寺田熊雄君　いま出入国管理令の話が出ました  
が、過去においてしばしば抜本的な改正と言われ  
るもののが提案されまして、これが屡々になつてき  
た経過があります。この出入国管理令の改正につ  
いては、まだ労務省の方ではこの基本内は改正と  
いふべきではないかと思ふ。

正解  
いうような意図がござりますと、それはこの国会で私どもとしてはなかなかこれは通しにくい、賛同するわけにいかぬということでストップしてしまふということが間々あるようですね。この点はどんなふうにお考えです、入管の局長。

○政府委員(前田宏君) 先ほど申し上げました刑事訴訟法の規定は、文言上に義務規定という形になつておりますから、原則としては告発していただくのがたてまえであるうというふうに思ひますよろしいでしようね。

意図しておられますか。そして意図しておられるとしてしまつて、これも大体あなたの方の腹つもりとしていつごろまでにこの改正案をお出しになるといふお考えなのか、その点いかがでしよう。

でおりませんし、そもそも行政処分でござりますので、それが行政訴訟の対象にならないというようなことを法律上明定するというようなことは私も考えたことがございません。

一ヵ月近くおくれた場合でもなおかつ告発が留保されておるというようなケースもございまして、それぞれの事案の内容、これを精査した上でそれぞれ現場で適当な判断をしておるというふうに私も理解いたしております。

けれども、あの規定の理解といったしまして、一〇〇%何が何でも告発しなきやならぬというわけで  
もないという理解でございますので、それなりの  
合理的な理由がある場合には告発されなくても特  
に支障はない、かように考えております。

人登録法の基本的な方の再検討ということにつきましては、あえて言えば三年ぐらいのうちに何とかめどをつけたいと申し上げたわけでございましてけれども、出入国管理令の方になりますと、先生も御承知のとおり、現在いわゆる昭和二十七

この意図は全くないというなんたってたらこれが大  
麥結構なことでね、願わくはそういう現在の裁判  
秩序というものを乱すようなことがないようにな  
れはお願ひをしたいと思います。

○寺田熊雄君 刑事局長にちよとお伺いするけれども、つまり十四日以内に届け出しなきやいがぬのがおくれたという場合、それがいわば故意によった場合だけでなくして過失であつた場合も含みますか、おくれた場合が。

○寺田熊雄君 なお、現在、外国人が外国に出来て再入国する場合、再入国が許可される場合の期間が一年になつておりますが、これについても衆議院で論議がございました。これは入管局長にお伺いしますが、いま現にこの再入国期間の延長

年の法律第二百二十六号該當者の方々の法的地位といふものが確定的な状態になつていいわけございまして、この方たち及びその方たちの子孫という方の法的地位、処遇というものをどのようにするかということを決めないと、出入国管理令の

本筋の議論は、和と野の二派が一体何を考えて居るかというようなことを、ある程度今までの論議の中でもうよく御承知になつていらっしゃると思うから、この法改正の場合にはそういう野党の意向というようなものも十分しんしゃくして、国民的な合意が得られるよう形で御是認によること

○政府委員(前田宏君) 一般論でござりますけれども、過失の場合も含み得ると思います。

について前向きに検討していらっしゃるというふうに承つてよろしいですか。

改正ということはなかなかむずかしかろうと考えておるわけでございま。この一二六一二一六の該当者並びにその子孫の待遇の問題につきましては、御承知のとおり國際關係あるいは国内関係等いろいろ複雑な問題が絡み合っておりますので、

○政府委員(小杉照夫君) 私ども過去四回法案を提案いたしまして、いずれの場合も審議未了、廃案という非常に悲しい経験をいたしております。しかし、今度は、この問題が形で御提案になつてほしいと思いますが、その点はどうです。

けたために出頭なり届け出ができるなかつたという  
ようなことになると、それはいわば不可抗力です  
わね。そういう場合はもちろんこれは、どう言う  
か、まあやむを得ないとということになつて、あら  
ゆる一面でその責任を問い合わせないということになる

ざいますが、これを、たとえば在外公館でさらに一年延長できるといふようなことに対するとか、あるいは場合によつては一年の期間をさらに延長する、二年なり三年といふようなことも一つの可能性であろうかと思ひますが、さらには数次往復の

なかなか簡単に結論は出ないのでないかと。しかし、それにもかかわらず私どもとしては、何とか一日も早く法改正が実現できるよう全面的な見直し作業というものを引き続きやってまいりたいと考えております。

ございまして、今後新たに抜本的な改正案と/orを出す場合には、必ずやこれが国会で御承認いただけるような内容にやはりしなければならないと思ひますし、その意味でも、もちろん野党、与党もろもろの御意見というものは十分に参酌し

○政府委員(前田宏君) その事情いかんにもよる  
か。  
○政府委員(前田宏君) されど、これは刑事局長、どうでしよう  
うござりますが、極端な場合は犯罪が成立しないと  
いうような理解も可能かと思ひますが、まあ場合

再入国許可というようなものもあり得るわけございまして、これらの諸点を含めて改正の方向でいろいろ検討を進めております。現にそのような考え方の一部は、去る四十四年、四十五年、四十六年、四十八年ですか、四回にわたって提案いた

○寺田龍雄君 その出入国管理令の法改正を行う  
という場合に、いつも障害になるのは、法務大臣  
の権限を裁判所の裁判権のらち外に置こうと、つ  
まり法務省の、法務大臣の行政権の行使、これに  
対する抗告訴訟を認めないようこしてしまおうと

○寺田熊雄君　これはまあ法務大臣がお戻りになつたようですから……。  
いま入管の局長がおっしゃいましたように、出人国管理令の抜本的改正をいたいと、こう考へております。

案になつております。それは、やはり私ども野党の考え方からしますと受け入れがたい内容があつたわけです。その中に法務大臣の行政権の行使を抗告訴訟のらち外に置こうとするものがあつたかどうかという点については、これは私どもの考え方と入管の局長との考え方が違つてることが明らかになりましたけれども、入管の局長はそういう意図は全くありませんでしたと、全くありませんとおっしゃるのですが、それなら結構なんですが、それはひとまずおいて、そういう法の抜本的な改正に当たりましては、野党の意向も十分しんしゃくして、そうしてその成案を得ていただきたいと思います。これは法務大臣もそういうふうに、そういうお気持ちがおありでしようね、いかがでしよう。

○國務大臣(倉石忠雄君) 先ほど入管局長が基本問題について、三年ぐらいな時間かけて取り組もうと、こういう役所側の決意を表明いたしました。分承つて、それらを参考にして原案をつくるべきものであると、このように考えております。

○寺田熊雄君 まだ残っておりますが、これは警察庁の担当者、海上保安庁関係の担当者の方もいらっしゃるので、一応国際捜査共助法の方に移りたいと思います。

海上保安庁長官の方は、これはただ一つのことなんです。この法務省から出ている「国際捜査共助法案関係資料」、この中に、法務大臣が捜査の共助を求められた場合には、要請に応ずべきかどうかを考えて、応すべきものと考えた場合には、「地方検察の検事正に対し、関係書類を送付し、共助に必要な証拠の収集を命ずること」と、「国家公安委員会に共助の要請に関する書面を送付すること」と、いろいろありますね。私はこの法警署職員として職務を行つべき者の置かれている国の機関の長に共助の要請に関する書面を送付すること」と、いろいろありますね。私はこのときには海上保安庁長官と運輸大臣との間の職務权限について疑問を生じたので、それできよは来る

ていただいた。おられますね。——

これはね、海上保安庁長官は運輸大臣の部下である。そして運輸大臣の指揮監督を受ける。これは海上保安庁長官が司法警察上の職務を遂行する場合についてもやはりそういうふうに伺つてよろしいんですか。司法警察上の職務については、運輸大臣の権限などのは全く除かれて、海上保安庁長官に対する指揮権なんというのは全くないのかどうか、その点ちょっとお伺いしたかった。どうです。

○説明員(武石章君) お答えいたします。

海上保安庁法の第十条第二項には、「海上保安庁長官は、運輸大臣の指揮監督を受け、庁務を統理し、所部の職員を指揮監督する。」と、こう規定されております。海上保安庁の所掌事務である海上における犯人の捜査及び逮捕に関しても、運輸大臣は海上保安庁長官を指揮監督であります。しかしながら、海上保安庁長官が定めた訓令によりまして犯罪捜査の指揮監督は海上保安部長あるいは海上保安本部長が行い、その全般的な指揮監督は管区海上保安本部長が行うことになります。しかししながら、海上保安庁長官が定めた訓令によりまして犯罪捜査の指揮監督は海上保安部長あるいは海上保安署長が行い、その全般的な指揮監督は海上保安署長が行うことになります。現実には運輸大臣が犯罪捜査の指揮監督をするということはございません。

○寺田熊雄君 そうすると、法制上はあることになつて、いるけれども、現実の運用の場でそれが事実上除かれていると、こういうふうになりますか、端的に言うと。

○説明員(武石章君) 除かれているということではございませんで、指揮監督することはできるわけではありませんが、実際にはそういうことはないわけでござりますが、実際にはそういうことはないということを申し上げたわけでございます。

○寺田熊雄君 そうすると、それはあなたの方の役はございませんで、指揮監督することはできるわけではありませんが、実際にはそういうことはないわけでござりますが、実際にはそういうことはないということを申し上げたわけでございます。

○説明員(武石章君) そうでござります。

○説明員(森広英一君) 警察法の上で、都道府県知事は都道府県公安委員会を所轄するといふふうに規定されておりますが、この所轄といふ意味はいかわめて弱い上下関係を示す言葉でございまして、指揮命令——ただいまお尋ねのような命令はできないと、このように解釈されております。

○寺田熊雄君 それじゃ、これは運輸省の方よりお話をしただけれども、たとえば警察の場合は、警察本部長が国家公安委員長から命ぜられて

この国際捜査の共助に関する証拠を収集する。者は、自分が関係しておる面もあるので、警察本部長に来てもらつてあの点はどうなつて、その証言内容を聞かせてもらつたりあるいは証人のところにこうなつて、その説明を開いたり証拠物を見せてもらつたりあるいは証人のところにこうなつて、その説明を開いたり証言内容を聞かせたりすることができるかということがどうなつて、それを聞いてみたいと思うけれども、それはできませんといふことだつたと思うけれども、運輸大臣と海上保安庁長官の場合は現実にはどうなるんだろうか。海上保安庁長官が法務大臣から委嘱を受けて国際共助に関するいろいろな証拠の収集などをやる、それを法務大臣に送らにやいかぬ。運輸大臣がそれを見せてくれと言つた場合に断れるのか、やっぱり断れないのか、これはどうなんでしょう。

○説明員(武石章君) 運輸大臣は海上保安庁長官を指揮監督しておる立場でござりますので、断ることはできなかろうと思ひます。

○寺田熊雄君 ちょっとやっぱり違うね、海上保安庁の場合は。

これは警察の方にお伺いするけれども、法務大臣から国家公安委員長に委嘱がある、国家公安委員長はさらに警察本部長にそれを指揮する、警察本部長が証拠の収集をする、そしてこれをずっと国家公安委員会を経て法務大臣に送るという場合に、たとえば府県事がその内容の開示——開示の範囲は、現実にどういう仕事をしているんですか。これは昭和五十年から派遣しておるわけでござります。

○寺田熊雄君 派遣しておる警部一名と、この警部一名を事務総局へ派遣いたしております。これは昭和五十年から派遣しておるわけでござります。

○説明員(水町治君) この警部は、現在事務総局の職員といたしまして、事務総局の中に部が三つばかりございますが、一つは人事、予算、会計を賄いましてわざる総務部、それから犯罪学とか捜査技術を研究いたします調査部というのがござりますが、さらに一番中心的な部といたしまして国際協力部というのがござります。国際犯罪関係の情報収集したり分析いたしたり、あるいはその情報保護いたしたり、国際手配をいたしたりと、こういう部とございますが、この部に配属されまして、現在は身体犯罪あるいは組織犯罪の担当ということになつております。

○寺田熊雄君 この法務省から配付されおる資料によると、国際刑事警察機構を介して行われる通信の利用は年間三十五万件に及んでおる、事務総局を通じての国際手配制度も年間約七百三十件あるというような説明がありますけれども、日本に対してはどうなんですか。

それからまた、日本からこのICPOに対する

の方ね、ICPOの問題ですが、これは日本の警察としてはICPOに対してはどの程度の財政的なそれから人的な貢献をしておられるのか、まずそれからちょっと御説明をいただきたい。

○説明員(水町治君) まず財政的な面でございますけれども、わが国の国際刑事警察機構への分担金の予算上の位置でございますが、昭和二十八年以来継続してお認めいただいております。本年度につきましては五千九百五十万円をお認めいただいているわけでございます。ちなみに、これは全般的な問題でござりますが、昭和二十八年

さまざまな依頼というか、これはどういうふうになつてますか。

○説明員(水町治君) I C P O は、御案内のように、刑事事件に関する情報あるいは資料の交換を行つ、これが主たる役目でございまして、先ほど御指摘のございましたように、I C P O 全体といたしましては通信利用が約三十五万件になっておるということございますが、わが国におきましても同じでございまして、わが国の捜査のために外国に捜査の国際協力を依頼するということで、外國の警察に頼み、さらには I C P O から依頼を受けた検査を行つ、このよろずの関係で年間の情報交換数は五千件を超えていたという状況でござります。

それから、手配はどうなつているかと、こういうお話をございますが、この手配制度と申しますといろいろございますけれども、一つは時間の問題で申し上げますと、緊急に手配するという問題と、手配書で手配すると、こういう仕組みと二つございます。で、緊急に手配する、これは御案内のとおり、いま日本から犯人が外国に逃げたあるいは外国から日本に逃げ込んできた、こういうような場合でございますとか、あるいは物が、盗品が日本に及んでいたあるいは日本から出でていった、こういうような場合につきまして、I C P O は専用の無線網を持っておりますので、その無線網を通じまして瞬時のうちに手配ができると、こういうことになっております。さらに手配書によります手配、こういうのがございますが、これにつきましてはこれまで専門的に申しますとたくさんの種類がございますが、逮捕を依頼する赤手配書あるいは情報照会する青手配書等々たくさんござりますけれども、このような手配書の仕組みがございます。わが国からはこの緊急手配あるいは手配書制度の仕組みを使いまして、多数の人に関する入出国者の数を申し上げますと、昭和五十年七十八万二千九十八人、五十一八年八十八万一千二百三十九人、五十二年九十八万三千六十九人、五十三年百一万七千百四十九人、昨年五十四年が百八万九千人、五十五年五月十三日【参議院】三百四十一人でございます。これは再入国を含みます。

## 正午休憩

午後一時八分開会

【理事官崎正義君委員長席に着く】

○理事官崎正義君 ただいまから法務委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、外国人登録法の一部を改正する法律案及び国際捜査共助法案を一括して議題

○寺田熊雄君 午前に引き続いて外国人登録法に

関連するお尋ねをしますが、先ほど刑事局長、入管局長お二方から、市町村長はこの法律の違反の

場合に告発義務を負うという御説明がございました。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○寺田熊雄君 午前に引き続いて外国人登録法に

関連するお尋ねをしますが、先ほど刑事局長、入

管局長お二方から、市町村長はこの法律の違反の

場合に告発義務を負うという御説明がございました。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○政府委員(小杉照夫君) 過去五年間の外国人の

年間に約三十万、五十年を基準といたしますと約四割ふえておることになりますが、これは業務量の増大をもたらすものですが、職員の方の増加はこれに比例してふえておりますか。

○政府委員(小杉照夫君) 職員の増加の比率に比例してふえてました入国者の増加の比率に比例してふえているということはございません。残念ながらそのような割りでの人員の増大ということは実現されておらないわけでございます。

五十五年度におきます職員数を申し上げますと、本局の入国管理局に定員百八十二名、入国者収容所に百六十五名、全国の入国管理事務所並びにその出張所に千四百六名、合計千七百五十三名の職員が現時点で従事しておるわけでございました。

○寺田熊雄君 これは局長ね、五十年からいま入

国者数をおっしゃつたんですが、この職員五十年からこれが何人にふえておるかちょっとと一覧表を

であります。

○寺田熊雄君 これは五十年から五十四年の五カ年間に約三十万、五十年を基準といたしますと約四割ふえておることになりますが、これは業務量の増大をもたらすものですが、職員の方の増加はこれに比例してふえておりますか。

○政府委員(前田宏君) いま手元に数字を持っていますが、外國人登録法違反の罪につきましては一般的に刑法犯と比べて大変起訴率が低いようですね。これは何か統計があるようですね。「検察統計年報」

これは一番最終の「検察統計年報」によりますと、どのぐらいか、いまおわかりになればちょっとおつしやつていただきたい。いまおわかりでなければ後でまた出していただいて結構ですが、どうで

しょうか。

○政府委員(前田宏君) いま手元に数字を持っていますが、後ほど提出させていただきます。

○寺田熊雄君 それでは、大体外國人登録法違反の質問は以上で終わりまして、外務省の難民関係の方いらっしゃつてしまつていますか。

難民の問題は、日本のあるいは日本国民の国籍性といいますか、それを問われるアキレス腱みた

いなものになつていますね。この間、これは新聞紙の報するところによりますと、大平さんがアメ

リカへ行かれたときもカーラー大統領から大分この点について突っ込んだ話があつたようですが、

これはどの程度のものであったか聞いておられましたか。

○政府委員(小杉照夫君) 私ども外務省が入手しました情報によりますと、カーラー大統領よりわが

国難民救済に対する協力に対し非常に感謝の意を述べるとともに、今後ともアメリカも難民救

済のために努力するので日本も貢献の協力ををしてほしいという強い要請があつたと聞いております。

○寺田熊雄君 国際関係だから外交辞令が入るからね。日本の態度に感謝をするというのは、その

感謝の対象だけれども、主として財政面の寄与に

対する感謝でしよう。

○説明員(今川幸雄君) 先生御指摘のとおり、わ

が国は昨年度、国際機関が行います——U N H C R が行いますインドシナ難民救済事業に対しまし

て約二分の一の負担をしたということが非常に国

際的に高く評価されております。

○寺田熊雄君 現実的人的面での寄与といいま



○政府委員(小杉照夫君) 流民という言葉が国際法ないしは国際条約上使われているかどうかについては私は寡聞にして承知いたしませんが、この流民という言葉が最近世上非常に広く使われております。主として新聞であるとか、雑誌であるとか、ジャーナリズムの世界で使われておるようになります。これは一見難民ではないが、一見難民ではなさそうであるが、その実質はどうも難民のようであるというようなカタゴリーの方々を流民といふふうに呼んでおるようでございます。世上新聞等で言われております流民というものの実態、これ実はなかなか把握しがたいのでございますけれども、仮にこれを定義してみますと、インドシナ三国にかつて生活歴を有しておつたと。ところがインドシナ三国の政変の後に何らかの理由でインドシナ三国を離れまして第三国、たとえばタイあるいは台湾というような国へ赴きまして、台湾あるいはタイで一たん定住を認められ、その後に不法残留をしたと。で、われわれが入管当局がこれを収捕いたしまして強制送還しようとしたしますと、いや実はわれわれはインドシナ難民なんだと、インドシナ三国で生まれてあそこで育ち、われわれは難民なんだという主張をされる方、こういう方たちを指してどうも最近新聞紙上等では流民と言つておるようでございます。

○寺田熊雄君 そうすると、法律的には流民といふうのはいかなる国であるかは別として、パスポートを持ってきている。しかし、難民はパスポートを持ってきていないと。こういうところで区別が立つんでしょうか。

○政府委員(小杉照夫君) 流民と難民の差が一番的確に出ておりますのはその点であろうかと思ひます。

○寺田熊雄君 旅券課長来ておられますか。

つ直接に日本国への利益又は公安を害する行為を行ふ虞があると認めるに足りる相当の理由がある者」と、こうなつてゐるんですね。それがオリンピックに行くことが何か日本の利益を害したり、公安を害したりするおそれがあるなんということはだれもも常識上考えられないけれども、それをしも、なおかつあなたはいま言えないと、こう言うのはどういうわけだろう。ちょっとあなたは声が小さいから、大きな声で。

○説明員（池田拓治君） 現在JOCは最終的な態度も決まっておりませんし、われわれとしては第十三条第一項五号がこのオリンピックの発給制限に当たるかどうかについては、現在具体的には検討する段階にはありませんので、現在の段階ではわれわれとしてはお答えできません。

○寺田熊雄君 これは政府がどういう態度をとるか、とらないかということを私はあなたに伺っているんじゃないんですね。これは法律解釈、あなたは担当の課長だから、あなたは担当の課長としてこの条文の法律解釈としてそれに当たると考えているのか当たらぬと考へておられるのか。つまりこの条文をよりどころにして発給の制限なんというものを法律的になし得ると考へていらっしゃるのか。それはとてもそんなことはできないと考へているのか。あなたは所管課長だから、あなたの法律上の解釈を伺つておるんです。

○説明員(池田拓治君) この第十三条一項五号の問題につきましては、法務大臣との協議をしなければ

○寺田熊雄君 あなたは判断いたしかねると言つたが、それはどういうのがよくわからないけれども、外務大臣と協議しないと判断ができないといふうにあなたとしてはおつしやるのかね。その点ちよつとはつきり言つてください。

○説明員(池田拓治君) これは外務大臣が法務大臣と協議して決定する事項ではありますが、オリンピックの問題につきまして、オリンピックの参

○寺田龍雄君 これはどうもスポーツの選手がオリンピックに参加することが日本国の利益を害するとか公安を害するおそれがあるというような、とても考えられないことを明確にあなたが断定できないと判断できないとかいうことは、私どもにとっては大変な驚きなんですね。やっぱり法律解釈というのは、社会通念上何人が見てももつともだと思うような解釈をしてもらわなきや困るんで、何か政治的にその条文をねじ曲げて、それを拡大解釈してもらっちゃ困るんです。オリンピックなんというものは何人が見たって、これはそのこと自体はまことに結構なことなんでしよう。それが何らかの政治的な理由でそれをストップさせようとするこの方がおかしい。それをいまあなたが判断できないというのは大変私どもにとつては不合理なことなんだけれども、そういう不合理なことをあえてしようというような意図が少しでもあるんだろうか。これは外務大臣に来てもらって聞かないと、あなたをあんまり責めたんじやあなたに氣の毒だけれども、外務大臣に来てもらつて言うのが一番いいんだけれども、きょうは法務委員会で、ほかで外務委員会が開かれているからちょっと外務大臣呼ぶわけにもいかぬから、よく外務大臣に言うといてください、私がこう言つたと。願わくはそんな非常識なことはせぬでくれ、大来君の先輩でもあり、私の先輩でもあるあなたの外務省の大先輩の杉村陽太郎という人があるでしよう、あの人が極東オリンピックに懲罰示したような勇気ある態度をとつてほしいと私が言つたとということを、課長、よく外務大臣に伝えてください、よろしいか。

つしやるようですが、KDDの問題ですね。これはもう検査はすべて終わつたというふうに受け取つてよろしいですか。

新たな発展とか新たな逮捕者が出て、そういうふうに何つていいようですね。

思います。

わけでございまして、だんだんとそういうようなことから固まつてきてるんじゃないかな。一つの例といたしまして、いわゆるテロである

○政府委員(前田宏君) KDD事件につきましては御案内のとおり、逮捕、勾留あるいは起訴した者がいるわけでござりますが、その後おおむね捜査は終了したというふうに申し上げていいと思いまますけれども、若干未処理のものが残っている状況にござります。

○政府委員(前田宏君) ここで断定的にないと申し上げていいかどうか、しさかちゅうちよいとしたしますけれども、全体の流れといたしまして捜査がおおむね終了に近づきつある。警察の方におきまして未解明の分野が残つておるということを申しております。その点の捜査がどうなるかと申しますれば、さあちよいとしたします。

なりましたように、この政治犯罪という言葉は逃亡犯人引渡法でも用いているところでござります。しかし、この政治犯罪という用語の意味と申しますか、必ずしも十分に明確であるとは申しかねるわけでございます。こういう政治犯罪といふ言葉が問題になりますのは、これも御案内のとおりであります。あるいは最近の問題でござりますナイシックであるとか、そういうものにつきましては、これはやはりその犯人からいたしますと、場合によっては政治的な意図ということも含まれておる場合がないとは言えませんけれども、こういうのはいわゆる政治犯罪としては扱わないというのではありません。それでござらうござりません。

〔理事官臨正義若庭原 理事竹内瀧君著用〕  
○寺田龍雄君　それはまだ警察が捜査をしている  
という意味でしようか。つまり、警察がまだ捜査  
をして未送致のものがあるというのでしょうか。  
それともすでにもう起訴になってしまった者の証  
拠の補強をやっているという意味でしょうか、と  
うござる。

○寺田熊雄君　国際捜査共助法の関係の質問がまだ残っております。  
第一に被告犯、二つめ、三つめ、四つめ、五つめの辯護士の立場から申上げてよろしくお聞かせ願いたいと思います。

○政府委員(前田宏君) 大変細かいことでござりますが、当初東京税關の方から關稅法違反等で告發をされましたKDDの社員がまだおるわけでございますが、あれがまだ処分がたしかしていないなかつたと思いますし、それから郵政省の元監理官等

第一に政治犯。これについてはいろいろの方面で議論があるようですが、純粹の政治犯とか相対的な政治犯とかというようなことを申しますね。この国際捜査共助法で政治犯を除いておる。これは逃亡犯人引渡法でも同様であります。この場合の政治犯を除くというのは、どの程度のものを除く

の賄収賄事件、その際にKDDの社長室次長、これも身柄を拘束して取り調べたわけでございますが、それが処分保留のまま釈放になつていてるわけですが、そういう点が具体的に申しますと、まだ未処理のものでござりますし、そのほか警察庁の方におきまして完全に捜査は終わっていないというふうなことを国会でもお答えしておったと思ってますが、若干の補充捜査なり若干の未解明分野についての捜査をしておるということでございますので、その結果によりまして検察庁の方に送られておりま

○政府委員(前田宏君) 恐縮でございますが、先ほど登録法につきましてお尋ねを受けましてその点のお答えが残つておったと思ひますので、とりあえずわかります外国人登録法の起訴率について申し上げますが、五十三年の例で申しますと、外国人登録法違反の起訴率、つまり起訴と不起訴を足しましてそれを分母といたしまして起訴の数を割つたいわゆる起訴率でございますが、それが五六・九という数字が出ております。

くる者があるかどうかという問題もございますけれども、そういう点もまだ残っているということを申したわけでございます。

一般的には、たしか全事件では起訴率が八八%ぐらいだったと思いますし、刑法犯でいえば六五%ぐらいではなかつたかと思います。また、特別法犯では道交法が高いことは別といたしますと、その他の特別法犯では大体七四、五%ぐらいであったと思いますので、それに比べますと先ほど御指摘のようだに、登録法違反の起訴率というものは若干下回つておるということが申し上げられるところです。

通常の犯罪というふうに考えるべきであって、政治犯罪としては考へないというのもまた大方の其通した理解であるうというふうに思うわけでござります。そのことは、いろいろな国際法の学会の決議でございますとか、あるいは逃亡犯罪人引き渡しに関する外國間の条約でございますとか、そういうようなものにいろいろとあらわれておる

した範囲のものは、お手元にお配りいたしておりました。関係資料の中にも載せておるわけでございまして、ヨーロッパ諸国、アメリカ等も含めまして、大体整備されておりまして、その内容も、若干の細かい点で違いはござりますけれども、今回御議をお願いしておりますこの法案と似たような構成でござります。

そこで、結論めいたことでござりますけれども、先ほど申しましたように必ずしも明確でない点がござりますけれども、一般的には、たとえば代表的なものといたしましては、内乱罪のように、その国の基本的な政治秩序を直接破壊するような行為に該当するが、それより単純によって、もろ易い

いうものによって確定されてくるものであります。と、かようく考えております。

○寺田龍雄君　入管の局長は、私はもう終わりましたので結構ですから。

今度この国際捜査共助法が可決され立法されると、非常に外國に対する検査の権限が容易にならぬことになります。

おそれとしないのか、それが大勢にから、ほんの多くがそれを政治犯罪と言ふとうるうに考えられておりまして、この辺は異論がないところであらうと思います。ただ、先ほども御指摘のございまして、たようないわゆる相対的政治犯罪というようなうかがい概念があるわけでございまして、それとの関連で

○政府委員(前田宏君) 各国全部調べたわけではありませんが、外國の方ではこういう法律を持つておるのは、近代的な民主主義國家では何方かぐらいあるのでしょうか。

申しますと、たとえば犯人が主觀的には國の基本的な秩序を破壊するというような意図を持って行った行為でございましても、その外部にあらわれた行為が強盜であるとか恐喝であるとか殺人であるとか、そういうような場合には、これはやはり通常の犯罪というふうに考えるべきであって、政

すが、主要国と申しますか、そういう国におきましては、むしろすでにそういう国内法を整備しておるというふうに理解しておるわけでございまして、そのごく一部と申しますか、私どもで調べました範囲のものは、お手元にお配りいたしております関係資料の中にも載せておるわけでございま

治犯罪としては考へないというのもまた大方の其通した理解であろうというふうに思はるわけでござります。そのことは、いろいろな国際法の学会の決議でございますとか、あるいは逃亡犯人引き渡しに関する外國間の条約でございますとか、そういうようなものにいろいろとあらわれておる

して、ヨーロッパ諸国、アメリカ等も含めまして、大体整備されておりまして、その内容も、若干の細かい点で違いますけれども、今回御議をお願いしておりますこの法案と似たような構成、内容であろうというふうに理解しておるわけでござります。

○寺田熊雄君　あなた一方からいただいておる関係資料の要綱というのがありますね。この要綱の第五、検査の権託が外国から来た場合、法務大臣が直接各府の検事正に検査を命ぜるというのと、検察庁法の十四条ただし書きとの関係、これは矛盾しないのかどうか、この点はどうでしょら。

れを命ずるというか、委嘱するというか、そういうことになるときもちょっと疑問視したんだけれども、これは運輸大臣を経なくとも構わないわけですか。つまり司法警察職員を指揮する、それは海上保安庁長官がやると。さつき運輸省の担当の課長によると、いや運輸大臣も指揮権を持つ

らいきまして適當であらうと、かよう考えたわ  
けでござります。  
○寺田熊雄君 少しひばはぐなよう思ふけれど  
も、まあ大した問題じやないから一応局長のお答  
えを受け入れておいて、それはそれとして……。  
第二条の第三号の「日本国が行う同種の要請に

いうことになつております。したがいまして、これは一般的の刑事訴訟法の場合と同様でございましょうけれども、その証人が出頭を拒否したというよな場合には裁判所の勾引ということは理論的には考得得ることであろうというふうに御理解をいただきたいわけでございます。

## たはうすこ

○政府委員(前田宏君)　ただいま御指摘の要綱の第五は、条文に即して申しますと第五条になるわけでござりますが、この第五条におきましては、ただいま仰せになりましたように、法務大臣が直接相当と認める地檢の検事正に対しして証拠の収集を命ずるということにしておるわけでござります。この法律案によります証拠の収集事務というものは本来の捜査とは違うわけでございまして、そういう意味で、日本の国内の刑事案件の捜査処理ということとは質が違うわけでござります。

○政府委員(前田宏君) 先ほど保安庁の方からも、お答えがございましたように、運輸大臣も間接的には指揮監督権をお持ちであるわけでございますが、まさしく間接的でございまして、海上保安庁長官が司法警察職員としての保安法によりましても、先ほど御説明がありましたように、海上保安庁長官が司法警察職員としての保安法によるんではないか、その点どうでしよう。

○政府委員(前田宏君)　これはわが国と外國の國同士のことです。さしまして、したがいまして、この法案の原則的な仕組みも、要請の受理は外務大臣が行うと、例外として特別の場合には法務大臣が行うということにいたしておりますが、そういう国と國との問題でございます。したがいまして、通常の場合は恐らく外交ルートの通常の扱いをわが國が確認するのはどういう形式の文書によって確認をしますか。

○寺田熊雄君 第十三条の第四項ですね、検査を受ける書類あるいは訴訟関係の書類などの原本を差し付するという問題ですが、送付することができない場合についての規定でしようね、これは、送付することができないというのはどういう場合か。  
同じく、第五項の「要請国が遵守しなければならない条件を定める」という場合、それを必要とするときとはありますね。どういう場合にこの必要が生ずるのか。四項、五項についてちょっと御説明をいただきたい。

そこで、広い意味の行政事務ということになると  
うかと思いますが、この場合、やはり事柄の性質  
上迅速に処理する必要があるということ、また、  
それぞれ関係者が全国におられる場合があるわけ  
でございますから、その当該地の検事正にその収  
集をさせるということが適当であるうと、こうい  
うことを考えまして、ストレートに検事正に命ず  
るというふうに案をついたわけでございます。  
これが御指摘の検察庁法の十四条との関係でござ  
いますけれども、先ほども申しましたように、  
手続は刑事訴訟手続の検査に似ておりますけれど  
も性質はやはり異なるわけでございまして、そ  
ういう意味では本来の検察権の運用には直接かかわ  
りがないということに理解できるのではないかと  
いうふうに思うわけでございまして、そういうこ  
とから、迅速性の要請にこたえるためにも検事正  
にするということが適当であろうと、そのことは  
十四条だし書きの趣旨にも反するものではない  
と、かように考えておるわけでございます。

○寺田熊雄君 まあ司法権の独立と直接関連する  
ものでないということのようですね。

安官を指揮監督するわけでございます。したがいに付しまして、保安庁は運輸省の外局でもござりますし、そういう保安庁長官は権限を持つておるわけですがございますので、先ほど検事正に対しても直接やつたのと似たような趣旨も含めてと言つてもいいかと思いますが、運輸大臣をことさらに経由するまでもなくそういう権限を持つておられる保安庁長官に送付して必要な証拠の収集をしていただこうということがこの制度の趣旨からいたしまして適當であろうし、また運輸大臣を特に経由しなきやならぬというほどの必要もないのではないかといふふうに考えたわけでございます。

まあ警察の方の関係は警察庁の方からお答えの方がいいかと思ひますけれども、これも理論的には都道府県警察にストレートにお願いするということも全く不可能とは思ひませんけれども、やはり国家公安委員会というものがあり、また警察庁といふものがつて各都道府県警察の事務を間接的かもしれませんけれども統括しておられるというわけでございますから、そういう意味でとりあえずこの場合には、そういう中央官府的な立場

に従いまして、まあ口上書等の方式によりまして  
その国的意思といふものが明確にされるだらう  
と、かように考えております。

○寺田熊雄君 次に第八条関係であります。この  
条文を見ますと、強制力をもつて証拠の収集に  
当たるのは物の差し押さえ、それから場所その他  
の搜索あるいは検証というふうに限られるようで  
すね。人間に對して、対人的な強制力の行使とい  
うものはないんでしようね。何か証人が出頭しな  
いときは勾引するということがあるんだといふ  
ことのようですが、結局対人的な強制力の行使と  
いうものについてちよつと御説明をいただきたい  
と思います。

○政府委員(前田宏君) この法案によりまして檢  
察官あるいは司法警察官が行いますものは、ただ  
いま御指摘のような行為でございまして、まあ強  
制的と申しますか、もちろん裁判官の發する令状  
によつて行つことでござりますけれども、差し押  
さえ、搜索または検証ということになつております  
して、身柄の逮捕というようなものはもちろん考  
えていいわけござります。ただ九条で、いま

○政府委員(前田宏君) 十三条の四項でござりますが、これもや  
すが、これは訴訟に関する書類でございますが、それで、典型的な例は捜査書類もこれに当たるわけですが、ござります。できないときというのは、端的に申しましてそのもの 자체がなければできないわけでございますが、それも含みますけれども、これ御案内と思いますけれども、刑事訴訟法の四十七条の規定がございまして、訴訟に関する書類をさ  
にすることが関係者の名誉とかあるいは人権とかそういうものに影響を及ぼすというようなこと、あるいは現に国内で行われている捜査あるいは検察官がそれを行つて、その結果に支障を生ずるというような場合には、やはり四十七条の規定によりまして保管官がそれを外國に送付することができる、それが本来許されないわけでござりますので、そういう場合がこれに当たるというふうに考えておられます。

それから五項の条件でございますが、これもや  
はり、この法案によりまして外國に協力をするわけですが、ございますけれども、日本国民の権利に影響がないわけではございません。したがつまつて、

警察に対しては国家公安委員会を通じてこれを依頼すると。第五条の三号、海上保安庁長官にこ

にある国家公安委員会を経て都道府県警察にお願いするといふことが警察の全体の組織機構の上から

もお話の中にございましたが、証人尋問これはやはり裁判所こお願いをばしまして尋問をすると

そういう権利の保護というものを十分念頭に置いてしなければならぬ、つねにござります。そういう

うような観点から、たとえばその物の保管者等が、証拠を提供することはよろしいけれどもこういうふうに使ってほしい、こういうふうには使つてもらいたくないというような希望が出る場合もあると思いますし、また、提供することは結構だけれどもなるべく早く返してほしい、いつまでに返してほしいというような希望というものも当然考えられるわけでございます。そういうようなことが出来ました場合に、

【理事竹内潔君退席、委員長着席】

やはりそういう希望といいますか、権利の保護という観点からそれをもっとともあるというふうに考えました場合には、外国つまり要請国にその旨を条件としてつけて、その上でそれを相手が承諾するということでなければ物を提供しないと、こういうふうに仕組みを決めたわけでございます。

○寺田熊雄君 次に第十七条の問題をちょっとお尋ねしますが、この十七条の第二項「第二条」の規定は、前項の場合に準用する」とあって、その二条の中で第三号と四号を除外をしておるのはどういうわけか、これもちょっと説明していたい。

○説明員(水町治君) まず第三号について申し上げますと、国際刑事警察機構は元来、各構成員がそれぞれの国内法の範囲内で相互にでき得る限りの協力を行うということを前提といたしました。互主義の保証を求める必要はございませんし、また求めないからといいまして一方的な関係になるということはございません。

次に第四号でございますけれども、この規定はどういう手続をとることを予定してございませんので、一応第十七条の場合にはそれでござりますので、一応第十七条の場合は、そのような規定は必要ない、こういうふうに考えております。

○寺田熊雄君 これはもっぱら警察庁関係の規定かしら。これは法務省関係はどういうことになつているんですか。

○政府委員(前田宏君) 宗教犯といふものも概念

○政府委員(前田宏君) 十七条関係はいわゆるインターポールと申しますが、ここにありますように国際刑事警察機構から日本の方へ協力の要請があつた場合のことです。それで、私どももあつた場合のことです。それで、私どもももちろん関係はないわけではございませんけれども、主として警察の問題であるというふうに考えております。

○寺田熊雄君 これはもっぱらICPOに関連する規定ですね。そうするとあれですか、ICPOに加盟しておると、相手の国が、嘱託してきた国がICPOに加盟しておるというその事実、それがICPOに加盟しておるというその事実、それ自身からもう相互の保証があるというふうに考えていいわけです。

○説明員(水町治君)

おっしゃるとおりでございます。

○寺田熊雄君 それからこの十七条の第七項、これは必要な事項の報告を求めるとかあるいは関係人に質問する、あるいは実況見分をする、書類の提出を求めるなど、これはどういう、いわゆる刑事訴訟法上にいう正規の証拠たり得るものなのか、あるいはICPOが現実の捜査に役立つためのいわゆる一般的な資料とどうようにこれを見たらいいのか、その点はどうですか。

○説明員(水町治君) ただいま後段におっしゃいましたとおりでございまして、国際刑事警察機構が最も機能いたしますのはいわば捜査の前半の過程と申しますが初期段階において非常に迅速情報交換を必要とする、こういう場合でございます。

○寺田熊雄君 それからしばしばこういう法制になりましたようなら、たとえば申請されましたような検査の資料情報を交換すると、このための手段でござります。

○寺田熊雄君 それからしばしばこういう法制になりましたようなら、たとえば申請されましたような検査の資料情報を交換すると、このための手段でござります。

としてはないわけではございませんけれども、先ほどお尋ねのありましたような政治犯罪ほどには明確な概念ではないよう思うわけでございますし、また国際法的な観点から、そういうものについてこれを国際的な協力の面から制限するという規定でも、この法案におきましては、二条の明記された制限事由以外に、条文で申しますと、第五条で二条の要件を満たしておりましても、全体的に見て要請に応ずることが相当であるかどうかという判断を法務大臣がすることになっておりますので、その観点におきまして具体的な場合に応じてもし相当でないというふうに考えられます場合には、その中に含まれる場合があるであろうと、こういうことでございまして、この五条の法務大臣の裁量権の適正、健全な行使によりまして対応し得るであろうというふうに考えております。

○寺崎正義君 最初に、外国人登録法の一部を改正する法律案の方から入っていきたいと思っております。

○寺田熊雄君 終わりります。

○寺田熊雄君 最後に、この本法案の検査の嘱託に応じない除外事由と逃亡犯人引渡法の第二条にいう除外事由とを比較してみると、逃亡犯人引渡法の方が非常にたくさん並べている。本法の方は非常にそれを簡素化している。その違いはどこから出てきたのか、その点ちょっと……。

○政府委員(前田宏君) 逃亡犯人引渡法もこの法律案も、基本的に国際的な協力関係を進めいくことでございますけれども、逃亡犯人引渡法は、何といましても身柄を逮捕してそれを国外に引き渡すと、こういう重大な事柄であるべきでございます。一方この法案によります検査共助は、先ほどもお尋ねございましたように、若干の強制力を伴う場合もございますけれども、身柄そのものを国外に送るというような場合ではございません。

○政府委員(前田宏君) したがいまして、まず一般的な考え方といつたし

としてはないわけではございませんけれども、先ほどお尋ねのありましたような政治犯罪ほどには明確な概念ではないよう思うわけでございますし、また国際法的な観点から、そういうものについてこれを国際的な協力の面から制限するという規定でも、この法案におきましては、二条の明記された制限事由以外に、条文で申しますと、第五条で二条の要件を満たしておりましても、全体的に見て要請に応ずることが相当であるかどうかという判断を法務大臣がすることになっておりますので、その観点におきまして具体的な場合に応じてもし相当でないというふうに考えられます場合には、その中に含まれる場合があるであろうと、こういうことでございまして、この五条の法務大臣の裁量権の適正、健全な行使によりまして対応し得るであろうというふうに考えております。

○寺崎正義君 最初に、外国人登録法の一部を改正する法律案の方から入っていきたいと思っております。

○寺田熊雄君 終わります。

○寺田熊雄君 最後に、この本法案の検査の嘱託に応じない除外事由と逃亡犯人引渡法の第二条にいう除外事由とを比較してみると、逃亡犯人引渡法の方が非常にたくさん並べている。本法の方は非常にそれを簡素化している。その違いはどこから出てきたのか、その点ちょっと……。

○政府委員(前田宏君) 逃亡犯人引渡法もこの法律案も、基本的に国際的な協力関係を進めいくことでございますけれども、逃亡犯人引渡法は、何といましても身柄を逮捕してそれを国外に引き渡すと、こういう重大な事柄であるべきでございます。一方この法案によります検査共助は、先ほどもお尋ねございましたように、若干の強制力を伴う場合もございますけれども、身柄そのものを国外に送るというような場合ではございません。

○政府委員(前田宏君) したがいまして、まず一般的な考え方といつたし



とおり、昭和五十二年度に大蔵省と自治省、法務省、三者合同による人件費等の実態調査というものを実施したわけでございまして、その結果といたしまして、昭和五十三年度以降かなり大幅な委託費増額という措置を現実にとったわけでございます。

昭和五十三年度におきましては、委託費のいわゆる合法には正増額措置を講じまして、一億九千三百一十一万一千円という増額措置をとったわけでございまして、さらに翌年、昨年でございますが、五十四年におきましては、登録人員二千名以上を抱えている繁華市町村におきまして、専従職員の給与の積算というものを從前の超過勤務手当方式から人件費単価方式に改定するということによりまして、これまた一億一千五百九万円の増額措置を講じたというような経緯があるわけでございまして、私どもいたしましても、委託費を何かとしてふやすという方向で、大蔵省、自治省とも大いにいま検討を進めておるというのが現状でございます。

○宮崎正義君 その御苦労のほどはわかります。

わかりますが、幾つか増額をしているということ

であります、少なくともこの表で見るとこの

大阪とか兵庫だとか、万単位以上のところの実態

の調査というぐらいは、法務省としても少なくと

も法務省自体の問題としてつかむべきじゃないか

と、こういうふうに私は思うわけです。ですか

ら、今後の課題といたしまして、この件を私は申

し添えたいと思うんですが、いかがですか。

○政府委員(小杉照夫君) 先生の御趣旨を体しま

すが、この点についての局長のお考へをお伺い

したいのですけれども……。

○政府委員(小杉照夫君) この外国人登録事務を

運用していく上で、確かに説とおり、具体的

な事務を最先端で処理しておるのは市区町村役場

でございます。それでその上にござります都道府

県においては、何と申しますか中間的な仕事が確

かに多いからになっておりまして、かねてか

ら都道府県の外国人登録関係事務を減らしたいと

いう希望が出ておることも事実でございます。可

能なものはやはり私どもやるべきであるらという

ことで、現在いろいろ手続の簡素化の方策を考え

ておりますところでございまして、今日現在まだ結論

を得ておりませんけれども、いずれそのような方

向へ向かって前進があるのでなかなかうかといふように考えております。

○宮崎正義君 出入国管理令の第四条で、「在留

資格」、それの第十四号がござりますが、第二十

二条の「(永住許可)」これに引っかかってきて、

なかなか資格というものの何といいますか、与え

るもののかしさといいますか、こういう点に

ついては、どんなふうにお考へになつております

か。

○政府委員(小杉照夫君) 現在、先生いま御指摘

になりました出入国管理令の四条一項十四号に該

になりますが、この取得が何か非常に

むずかしいといふお話をようありますか、どの

ような事例を念頭に置いておられるのか。やはり

一定の期間無事故で在留しておられて、生活能力

もあり、性格善良であつて、日本社会に貢献をしておられるような方につきまして、特に永住許可

取得がむずかしいということは私どもないのではないかというふうに考えております。

○宮崎正義君 その中で言う、いまお話をしま

すが、いざれにしましてもこの合理化、簡素化と

直接的には市町村がやっているわけであります。

そこで大臣、この問題につきまして、当時の古

井法務大臣が答弁なさつておられるのですがね。

お読みになつたかと思いますが、改めて大臣がそ

の当時どういうふうにおっしゃつたかということ

を確認の意味で申し上げてみたいと思います。

途中からでございますが、「まず法務省だけでも

はつきり方向を決めていつてももらいたい」という気

ですが、この点についての局長のお考へをお伺い

したいのですけれども……。

○政府委員(小杉照夫君) 一号には素行が善良であるとか、

むしろ何と申しますか、善良なる市民という観念

であります。それでおっしゃつておられるわけなん

です。「これはまあ率先してほかの超過負担も解消し

ていく先駆者にでもなれたら大変意味が大きいと

思います。で、大臣は、このようにおっしゃつていま

す。「これはまあ率先してほかの超過負担も解消し

ていく先駆者にでもなれたら大変意味が大きいと

思います。で、大臣は、このようにおっしゃつていま

とおりでございまして、この方たちの法的地位の安定ということを考えることがまず第一に必要なものではないかというふうに考えておるところでございます。すでに永住を許可されている者、あるいは協定永住の資格を取つておられる方たち、この方たちにつきましては、私どもとしては、その法的地位というものはすでに安定しておるというふうな理解をしておるのでございます。ただ、御質問の趣旨が永住を許可された者についても帰化を促進すべきではないかというお考えであるとすれば、これはまた別途帰化の問題として御議論いただきたい問題ではなかろうかと思います。

○宮崎正義君 その帰化のことへ少し入りたいと思いますが、現在在留外国人からわが国への帰化を申請しております件数はどれぐらいあるのか。また、帰化が認められた過去の件数と内容がわかれれば、内容の説明もお願ひしたい。それからまた、帰化の申請から帰化の許可までのおよその日数はどれぐらいかかるのか。おのおの大変違つたケースだろうと思ひますが、およそのめどはどういうになるのか、ひとつお知らせ願いたいと思ひます。

○政府委員(貞家克己君) まず最初のお尋ねでございますが、帰化の許可申請の件数並びに帰化を許可された者の数の動向でございます。

帰化許可の申請人員でございますが、昭和四十七、八年を境にいたしまして、日中国交回復後急激に増加をいたしまして、最近では年に一万二千件から一万三千件前後という数字になりまして、それが、日中国交正常化、しばらくたっておりませんが、なかなか減つております。その原因といいたしましては、この圧倒的多数を占めるのが朝鮮の方でございますが、次第に日本との地縁、血縁関係が深くなっている方が多くなっている。つまり、日本人に生活の基盤を築いているような人々が多くなっている。

つては、身分関係と真実の身分関係と相違しております。うようなことから、この事件数の傾向は当分続くのではないかといふように私ども予想をしているわけでございます。ただ、許可の申請者のうち、かなり取り下げ等に終わる者がございます。その原因といったしましては、身分関係の整序をする必要性がある。つまり、公的資料にあらわれております身分関係と真実の身分関係と相違しております。うような場合には、まず公的な身分関係といふものを実態に合致させるよう身分関係の整序をしていただく必要があるわけでございますが、そのため日数がかかるということになりますと、一応取り下げをして、さらにそれができてから再申請をするというようなケースが非常に多くなっております。また前科が多いというようなことで、これは許可の見込みがないというようなことで取り下げるというような方が相当多くなっております。して、毎年二千件以上のそういう取扱い件数もあるわけでございます。

そこで、許可をされた数でございますが、最近の数字を申し上げますと、五十一年、これは曆年でございますが、約五千六百人、五十二年には五千七百人、五十三年には七千四百人、五十四年には六千五百人程度と、こういった数字になっておるわけでございまして、ちなみに、平和条約審査後昨年までの許可された総数が約十三万人、うち朝鮮の方が九万五、六千というようなことになつてゐるところでございます。

○富崎正義君 日数は。

○政府委員(貞家克己君) 第二のお尋ねでござります帰化許可の申請があつてから許可になるまでの期間でございます。これは率直に申し上げまして、ほかの事務に比べまして相当の期間を必要としております。何と申しましても、日本国籍を新たに付与することでございますから、その判断は慎重を期することが必要でございまして、そのためにある程度の日時を要するということはやむを得ないと存じますが、余り長い期間を要するといふ事態は決して好ましいことではございませんの

で、早期処理に努力するように指導しているところでございます。つまり、許可に相当するかどうか判断するためには、申請者の生歴でございますとか身分関係、職歴等を調査いたしまして、また国籍法四条各号にいろいろ要件が定められておりますが、そういった要件を具備しているかどうか判断しなければなりませんために、東京、大阪、名古屋、横浜というようなところでは調査が非常にいま複雑になつていて事件が多うございまして、相当の期間を必要としております。こういった地域では申請事件が最近非常に増加しておりますので、早期処理が困難でござりますけれども、先ほど申し上げましたように、余りにも長期間かかるというのには決して望ましいことではございません。そこで、私どもは全部で十ヵ月程度で処理をしてもらいたいと、これはもちろん本省におきまして私どもが審査をする期間も入れてでござりますけれども、十ヵ月ぐらいで処理をしたいと考えておりますが、残念ながら大都市ではそれより若干長くかかる事件がまれではないという実情でございます。

上げる、それに対しても協力していただけて、どん  
どんと適切な資料を提出されます場合には非常に  
調査がスムーズにまいりますて、したがつて、こ  
の調査期間もおのずから短くなると、かよう考  
えているわけでございます。

○宮崎正義君 実際は集められる書類というのは  
なかなか容易じやないというので、途中で引っ込  
むような方々が大分多いと聞いているわけです  
ね。

それから日数の件につきましても、十カ月程度  
でやるよううにというお話でございますが、御答弁  
の中にもそれより長くかかるつてあるのもあると思  
うということをお話がございました。そのとおり  
の方が多いわけなんです。早くおりているのはな  
かなかないようであります。

というの、もう一つ問題なのは、韓国、朝鮮  
では祖国が南北に分裂している在日朝鮮人の国籍  
問題はとてもその背景が複雑だということで、帰  
化したいといふ人は政治の問題はわからないわけ  
なんですが、そういうことで非常に、あなたは韓  
国人ではないから向こうに行つて申請をしなけ  
ればならないからと、そういうことでそちらの方  
の証明もほしいんだとかというようなことになか  
なかうまくいってないよう思えるわけなんんで  
す。たとえば、本籍地が韓国の本籍地で、先ほど  
御答弁もありましたように、二世、三世ですね。  
三世の人のいま例をとつて申し上げてみますと、  
この三世の人ももう成人に達しているわけです。  
で、一番最初に日本に在留された人は終戦後北  
鮮の方に行かれちゃつたわけなんです。で、二世  
も三世も本籍地はどこかといいますと韓國の方に  
本籍地があるわけなんです。こうした場合の許可  
の手続なんといふのは相当複雑しているんじやな  
いかといふうに思うんですが、こういつたよう  
なことも指導をどのようにされてるか、伺つて  
おきたいと思います。

○政府委員(眞家克己君) 確かに朝鮮におきまし  
て複雑な政治情勢であるということは承知してお  
るわけでございますが、私どもいたしまして朝

鮮民主主義人民共和国から発行している資料を持つてこいとか、そのような要求をいたすということとはこれはあり得ないことでございます。韓国に照会をして何らかの資料をいただきたいというようなことは、これはございますけれども、それに対する対して、外国のこととござりますから、国内の他の機関に対する要求の場合と同じようにスムーズをねらつていると申しますか、本当に一番最良の証拠——証拠と申しますが資料と申しますか、そういうものが得られません場合には、やはりそういう状況を念頭に入れましてそれなりのいわば便宜の措置と申しますか、現存する資料に基づきまして身分関係なりいろいろの判断を可能な限りしているということをございまして、最初にお尋ねがございましたように、韓国の系統であるかあるとはいわゆる北鮮の系統であるかというようなことによりまして非常に差別をしているわけにございませんし、また無理な資料を要求するというようなことはしていないつもりでございます。

りまして祖父の記載がなされておりませんればそれに基づいて判断をいたしますし、どうしても北鮮に行かなければわからないというようなものがあります場合には、これは現実の問題としてそいつたものを入手することが不可能であるということになりますれば、それは関係者の供述でござりますとかあらゆる手段を通じて調査をする、それによつて身分関係についても心証をとつて判断をするというものが私どもの基本的な態度でござります。○宮崎正義君 了承いたしました。ありがとうございました。もう質問はいたしません。

す。ですから、今国会中に極力提出をする努力をするということをおっしゃつてあるわけです。概括的なことじやなくてそういうふうにおっしゃつてあることを伺つたわけです。

それから、たしか難民条約は一九五一年のジュネーブの国連全権会議等でおやりになつて一九五四年から発効されているというふうに私は記憶しているわけですが、こういう経緯の上から考えてみます。会理理事会で承認されて難民の地位に関する議定書等々がつくられておるということを承知しているのですが、こういう経緯の上から考えてみます。それで、今まで世界の条約へ加入した国は約七〇ヶ国に及んでゐると言ひますが、加盟国と國名をひとつ教えてもらいたいと思ひます。

○説明員（小西芳三君）お答えいたします。

ことしの三月三日現在ですが、七十八カ国が一九五一年に成立しました難民の地位に関する条約の方に加入してござります。それからただいま御指摘ございました一九六七年に成立しております難民の地位に関する議定書につきましては、同じくことしの三月四日現在で七十五カ国でござります。

○宮崎正義君 その國の名前を教えてもらいたいと言つたのですが、後でその資料を出していただけますか。

○説明員（小西芳三君）手元でございますので後でお届けするようにいたします。

○宮崎正義君 そこで、一般に何といいますか、権利の問題について各國の実情に応じて実施を留保するというふうなことを認めているようなのでですが、留保は実際問題としては歓迎されていないといふふうに思われるわけなのですが、こういう留保というような考え方というものをどんなふうにおとめになつていますか。

○説明員（小西芳三君）きわめて一般的に申しますと、条約あるいは協定の中に一部の条項につきまして留保を認めるという留保条項そのものを含む条約がござります。それから、そういう留保を認めると、いふう留保条項を含まない条約がございまして、その条

約の基本的な趣旨目的というのもと両立しない留保ということはその条約の存在意義そのものを否定するということにつながってまいりますのでこれは行き得ない、そういうような考え方があるかと思います。

○宮崎正義君 特にアジア地域の国々では条約加入の構えが余りないというふうに言われております。いまの留保の問題は全然別にしてそういうふうに言われておりますが、この辺どうなんでしょうか。

○説明員(小西芳三君) お答えします。

一般的に申し上げますと、難民の最近の歴史でございますけれども、やはり難民問題が具体的に発生した地域におきまして難民条約に入をしていくということがございまして、先ほどの一九五一年の難民の地位に関する条約につきましても当初は第二次大戦後の東ヨーロッパからの難民の関係者がございまして西ヨーロッパの諸国がまず入るという状況がございましたし、それからその後アフリカ地域、これは現在でも四百万人ぐらいおりますがこれども、アフリカ地域で部族の闘争とか革命とかいうことがございましてかなりの国が難民条約に入るという状況がございました。それから、中近東でも御承知のとおりパレスチナ難民ということがござりますし、さらには中南米地域でもときどき難民問題が発生するということでございまして、そういう具体的な難民問題の発生に伴いましてやはりその関係国が条約に加入するというのが実際の姿かと思いますが、アジアにつきましては御承知のとおりここ最近インドシナ難民という問題が大きくなりまして、その関係で国連難民高等弁務官事務所というのがござりますが、こういう関係の国際機関におきましては、アジアで難民が発生しているということもございまして、アジア地域からこういう難民条約に加入することを希望するという意向は私ども伺つております。

ただ、実際問題といたしまして、インドシナ難民の場合、御承知のとおり当初たくさん出ました

難民が華僑系の人であったということもございまして、御承知のとおり東南アジア、特にASEAN諸国におきましてはすでに国内に華僑がたくさんおるという状況もございまして、そういう新しいインドシナから出でてきた華僑を迎えると、つまり、一時の滞在ではなくて正式に定住を認めること、それがそれらの国にとってやはり政治的、社会的な問題になるということございまして、日本の場合は、前大臣及び現大臣が表明しておりますとおり、先進国といたしましてこういう国際的な人道問題についての日本の姿勢を明らかにしていくということで難民条約に加入すべきであるということで、私どもはそういう考え方に基いて準備をしている状況でございます。

○宮崎正義君 わが国はたしか五十一年に名古屋港に初めてベトナム難民が上陸してきた、それが大体きっかけになつて、たしか稲葉法相が批准検討をこのときに初めて打ち出したというふうに私は記憶しております、違つておるかどうかわからんけれども。そうしたことから、現在インドシナの難民を五百人の定住の枠を決めていります。先ほど寺田委員の質問もありましたこの件につきましては、総理がカーター大統領との話し合いで倍にするという。それが新聞報道では千名となつておるというふうに私もそのように承知をしているわけですが、いずれにしましても、現在どなだけの難民の援助費を出しているか。それから、先ほども御答弁の中に園田外相が昨年の四月に早期加入を検討中であるということを言われてまいりました。そして、大来外相も昨年来日しまして、國連難民高等弁務官に對して前向きにこれはやつていくといふ姿勢を明らかにしたわけです。それから、外務省が中心になつて、法務、厚生、文部、労働、建設、大蔵等の各省との折衝を始めている。そういう手順を踏んできておるんだと私は思つておるんですが、現在の状況というものはどんなふうになつておりますか。

○説明員(村角泰君) お答えいたします。  
インドシナ難民の本邦定住にまず話を限つてお答えいたしますと、最初に予算の方でございますが、本年度におきましては外務省、文部省及び労働省からインドシナ難民の本邦定住促進事業を実施いたしておりますアジア福祉教育財團に対しても委託費が支出されておりまして、その合計が本年度は六億九百七十九万七千円でございます。  
その御指摘のありました関係各省の協力体制でございますが、これにつきましてはそれ以前からベトナム、当時ポートビープルだけでございましたので、ベトナム難民対策連絡会議というのが昭和五十二年九月二十日付の閣議了解で設置されました。これがインドシナ難民対策連絡調整会議となりましたが、昨年七月の閣議了解におきましてこれがインドシナ難民対策連絡調整会議と変わりまして、これを内閣に置くことになつております。このインドシナ難民対策連絡調整会議のメンバーは十三の関係省庁の局長、それから議長は内閣官房副長官でございます。それで一応申し上げますと、法務省、外務省、大蔵省、厚生省、農水省、運輸省、労働省、建設省、農業省、通産省、文部省それから内閣審議室が入つております。それだけでございます。その議長の下に事務局が設けられまして、その会議の運営あるいは連絡調整の具体的な事務に当たつているわけでございます。

○説明員(小西芳三君) この難民条約の準備状況について説明せよということであつたかと思いますが、条約を準備いたします場合にまず第一段階といたしまして実質問題について関係省庁との調整を図るということがございまして、それがほゞ済んだ段階で法制局のための読会と申しておりますけれども、詰めを行なうという作業がございます。その後法制局それから閣議決定というふうにまいりますけれども、この難民条約につきましては昨年四月の園田前外務大臣の閣議での発言を受けまして、その後鋭意実質問題についての協議を各省との間でかなり長期間にわたつて進めてきたわけです。

この難民条約との関係で、実は昨年の五月でござりますか、前の通常国会で国際人権規約という条約が実は成立してございまして、この条約をすでに批准しているという関係がございましたので、この条約では外国人の待遇の問題というのがかなり大きな問題であったわけですが、そこでかなりの外国人に關係する問題というのが出尽くしておりますと、そういう関係もございまして、ほとんどの省庁との關係におきましては、人権規約のときの作業を難民についても同じようなことを考えていくということで問題が処理されるということございまして、ただ、先ほどちょっと申し上げました社会保障の関係と、それから、これはもう一つ難民の認定の問題というのがござりますけれども、その二点を残してほぼ実質的には問題が片づいておりまして、これらの点につきましては、すでに読会の作業に私どもとしては入りたいというふうに、そういう状況に現在ござります。

○宮崎正義君 一面にはこういうことも言われてゐるわけですが、法務省では難民認定法案の作成作業を進めているとも言われているわけなんですね。結局、法務省と言えば入管の方の所管になる寺田委員に御答弁なさつておられましたけれども、いまの各省間の話し合いといいますか、審議の、会議の状態等でどのような話し合いをされたのか、御説明を願いたいと思います。

○政府委員(小杉照夫君) この難民条約を批准いたしますと、条約をこらんにならるとおわかりになりますように、いろいろの条項が盛り込まれております。厚生省関係で處理すべき条項があつたり、あるいは労働省、文部省、建設省等々、國內諸官庁もろもろの所管事務について、それぞれの省庁において手当をすべき事項があるわけですから、それはもう一番大事じゃないかと思いますが、私はあえてより大臣の出席を、外務大臣の出席も、それから官房長官の出席も得ておりませんけれども、実務者であります、担当なさつておる実務者の皆さん方が結局どうしていくかということによつて決まっていくんじゃないかな。したがいま

方が話し合いをするのには一番いいんじゃないかな。  
というように私は思つてゐるわけです。大臣はどちらでもいいということじやないんでございますけれども、一番の最高の責任者ですからそれは当然のことでありますけれども、きょうおいでくださいた皆さんはその煮詰め方一つ、行動一つでもって大体の方向といふものは決められて、それで吸い上げられていくんじゃないかと思うんです。  
そういう意味におきまして、いつときも早く批准のできるようには要請をいたしたいと思います。よろしゅうござりますか、これは。特にまた法務大臣は國務大臣として、いま私がやりとりやつております内容についてどんなふうに御所見をお持ちになりましたか、それも伺つておきたいと思います。

に、提案理由でいまお読み上げになりましたよなことを書いてあるわけでございますが、この趣旨は現行の法制下におきましては、今度審議をお願いしておりますような法律がございませんので、いわば任意の措置として関係者の方々の自発的な同意と申しますか、御承諾を得て細々とといふ言葉が当たるかどうかと思いますが、そのよな形で外国からの協力要請に応じてきていたわけでもござります。しかし、実際問題といったまして、警察庁の方でいわゆるICPOを通じて、いると外国からの情報収集の要請に対しても応じておりますから、そういう点ではそれなりの成績が上がっておりますし、一面この法案でお願いしてておりますようなきっちとした要請というものもあり数はないわけでございます。したがいまして、先ほどお尋ねのありましたように、どうして

御関係の外国裁判所ノ嘱託ニ因ル共助法といいま  
すか、この点につきまして今日までどのような事  
例があつたか、今後この法案が成立しますと、ど  
ういう関係の結びつきにさらになつていくのか、  
そういう点について御答弁願いたいと思います。  
○最高裁判所長官代理人(柳潤隆次君) ただいま  
御指摘のように、現在存在します法律としては、  
逃亡犯人引渡法、それからまた、大変古い法律で  
はございますが、外国裁判所ノ嘱託ニ因ル共助法  
というものがござります。外国裁判所ノ嘱託ニ因  
ル共助法の関係で從来の事例、数字を持っておりま  
すので、この点の御説明を申し上げたいと思ひ  
ます。

外国の裁判所からの刑事訴訟事件に関する書類  
の送達及び証拠調べの受託につきましては、外交  
政府との間の司法共助の取り決め、あるいは外交  
折衝による個別的な合意に基づいて行われております。  
そして、受託の具体的な手続につきましては、だ  
たいま申し上げました外国裁判所ノ嘱託ニ因ル共  
助法に定めがございまして、管轄の地方裁判  
所において日本の法律によつて施行するものと  
されております。現在まで、外国の裁判所から刑  
事訴訟事件に関する書類送達の受託がありま  
した。内閣と申上げます。その内閣

上げました外国裁判所ノ嘱託ニ因ル共助法との關係はどうなるかということでござりますけれども、犯罪人の引き渡しの關係では、捜査共助の方は証拠関係を捜査をして提供するということでそれぞれ面が異なるというふうに考えられますし、また、外国裁判所ノ嘱託ニ因ル共助法の關係は、これはいわゆる裁判所間の司法共助でございまして、主としては公判段階における証拠について共助を行うということで、国際捜査共助法の捜査段階における証拠を収集して提供するというものとやはり面が異なるように思います。

○富崎正義君 第一条ノ二の五号の「嘱託裁判所所属國カ受託事項施行ノ為要スル費用ノ弁償ヲ保証シタルコト」というのがあります、これは事例としてどのようなものがありましたか。

○最高裁判所長官代理人(柳瀬隆次君) これは訴訟書類の送達の費用等の問題だと思いますが、そういった費用につきましては、嘱託をした裁判所の所属國の方から費用の支払いを受けております。

○宮崎正義君 ロックカードなんかの問題といふうなことにはどうなんでしょうか、その關係性といいますか。

○最高裁判所長官代理人(柳瀬隆次君) 費用の面について申しますと、これはわが國の方からその費用を支払つたという関係になつております。

○富崎正義君 細かいことを聞こうと思いましたけれども、時間がございませんのでこの程度で結構でございます。どうも御苦労さまでございました。

て法務大臣にはいろいろお伺いしようと思いましてたんですが、この事例も新聞報道等で出ておりましたが、これらを通して質問をしたいと思いましてたけれども、次の課題に入りませんと時間が来てしまふので、この程度で終わりにいたします。外務省の方御苦労さまでございました。

国際捜査共助法案の質問に入ります。

最初に、提案理由の説明の中に「現在、わが国では、この面での法制が整備されておらず、外国に対しても十分な国際協力をを行うことができない実情にあります。」と、こうあるわけですが、今日まで外国の要請に対しても対応できなかつた事件数というものがあればその事件数と、その事件の内容を御説明願いたいと思います。

○政府委員(前田宏君) ただいま御指摘のよう

うわけではないわけでござりますけれども、今後一層こういう面での国際交流——まあ、犯罪の国際化ということが当然のことながら予想されるわけでございまして、外国からも当然共助要請があるであろう、また逆にわが國から共助を要請することが当然起ころう、そういうことに備えましてこの際この法案を制定しておくことが外國からの共助要請にも応じ得るし、また反面、わが國からお頼いする場合にも役立つであろうと、こういう趣旨でございます。

○宮崎正義君 私、質問を考えていた順序があつたんですが、裁判所の刑事局長お見えになつておるんで、そのことについての関連の質問をするわけですが、国際犯罪に対応するための処置として、わが国には、逃亡犯罪人引渡法とか、特に

すと、被告人の召喚状が三件、証人の召喚状が三件、裁判書證本の送達が四件、そのほか一件となっております。そして、その嘱託国はイタリア、ギリシャ、西ドイツ、ソビエト、イスイスでござります。また、証拠調べの受託数は七件ございまして、いずれもこれは証人調べでございます。その嘱託国はイタリア、西ドイツ、トルコというようになります。

逃亡犯罪人引渡法による事例があつたかなつかたか、この点ちょっと数字を用意しておりませんけれども、恐らくその実例はなかつたのではないかというふうに思います。この点は正確ではございません。

それから、国際捜査共助法が成立した場合に、従来の逃亡犯罪人引渡法、あるいはただいま申し

費用を支払ったという関係になっております。  
○富崎正義君 細かいことを聞こうと思いました  
けれども、時間がございませんのでこの程度で結  
構でございます。どうも御苦劳さまでございまし  
た。  
次は、刑訴法百九十条の御説明を願いたいと思  
うんですが、刑事局長お願いします。  
○政府委員(前田宏君) 刑事訴訟法の百九十条で  
ございますが、「森林、鉄道その他特別の事項に  
ついて司法警察職員として職務を行ふべき者及び  
その職務の範囲は、別に法律でこれを定める。」  
というのが百九十条でございまして、この趣旨は  
ここにもありますように「特別の事項」つまり  
特殊な行政分野につきましてその担当職員をして  
司法警察職員としての職務を行わせることが適当



点いかがでござりますか。

○政府委員(前田宏君) 刑法の分野で申しますと、基本的には外国と日本とでそう違いはないと思思いますけれども、いま御指摘のように、死刑の問題一つ取り上げましても、廃止をしている国もあるし存置をしている国もあるし、いろいろと分かれていることは事実でございます。ただ、それを全世界統一されれば理想的であるかもしれませんけれども、やはりそれの国情あるいは從来のいきさつ、いろいろございまして、なかなかそれを全世界統一するということとも実際問題としては困難ではないかというふうに思われるわけでござります。その場合、たとえば国連等でいろいろと会議等もございますので、そういう世界の趨勢というふうなものをそれぞれの国が踏まえまして、なるべく共通のような考え方にしていくということは考えられることでございますけれども、やはりそれの国の特殊性と申しますか、国情等もございまして、なかなか簡単にいかないのではないかというふうに思うわけでございます。

○宮崎正義君 大臣 死刑制度廃止論についてどういうふうな御所見を持っておられますか、この際ちょっとお伺いしたいと思います。

○國務大臣(倉石忠雄君) 死刑の存廢に関しましてはたくさんの議論が行われておるところでございますが、わが国でも、刑法の全面改正を検討いたしまりました法制審議会の答申によります「改正刑法草案」におきましても死刑を存置いたしております。この問題につきましては、この問題について国民全体あるいは多數がどう考えておられるかを十分尊重して態度を決定すべきものであると存しますけれども、私の見るところによりますと、國民の大多数は現在極度に凶悪な犯罪を犯した者に死刑を科すことを正当であると考えて、しかも死刑は、凶悪犯罪の抑制に特別な効果があることを信じておるものと思われます。したがつて、いま直ちに死刑を全面的に廃止するというこ

とは適当ではないのではないか、このように存じておる次第でございます。

○富崎正義君 この問題についていろいろ話しあっては困るわけでござりますけれども、万がなくなりましたので、きょうは割愛もやむを得ないのでござりますけれども、昨日の朝日新聞に死刑廃止論ということを三面で述べられている記事がございました。お読みになりましたか。

○國務大臣(倉石忠雄君) 拝見しました。

○國務大臣(倉石忠雄君) いろいろ考えさせられたところもござりますけれども、私はやはり、先ほど申し上げましたように、またいろいろこのことについてアンケートをいたしましたときの回答を見ましても、廃止した方がいいというのが二一%、廃止の必要はないというのが五七%で、何とも言えないというのが二二%でございます。これは総理府の行いました調査の統計でございます。

○宮崎正義君 あつた方がいい、やや多いようですね。わからぬのが二二%ですから、四〇、大体同じようなことだと思うんですが、これは別としまして……。

本題に入つておきますけれども、御説明の中には、「航空機疑惑問題等防止対策の一環をなすものであります」とあります。が、刑事局長、本法がこれで例の航空機疑惑問題の防止策の一環となるりますかね、どうでしょうか。

○政府委員(前田宏君) 本法案の提案理由説明でその点に触れているところでございますが、その趣旨は、昨年になるかと思いますが、航空機疑惑問題等防止対策に関する民間有識者を含めた協議会というものが内閣に事実上の機関として置かれておりまして、そこでいろいろと防止対策が御検討されれたわけでございます。その際に、国際的な捜査其助というのも広い意味での一環と申しますが、対策の一つとして考えるべきであるという御提言の中にそういうことが触れられておったことございまして、そういうことから提案理由でもその点に若干触れたわけでございます。確かに直

接的なことではないかと思いますが、ロッキード事件あるいはいわゆるダグラス・グラマン事件等の経験に徴しますと、あいつことが二度とあっては困るわけでござりますけれども、万が一ああいうことがございました場合に、またあるいは類似の事件等もございました場合に、わが国から外國に對していろいろと協力を求めることが起

るに對していろいろと協力を求めた場合に日本がおりませんと、当該外國としては仮に自分の國から日本へ同様なことで協力を求めた場合に日本が協力してくれないではないかと、そういうことでは日本の協力要請に対しても応じかねるというような態度をとられる場合も考えられるわけでござります。したがいまして、そういうことをおもんぱかってと申しますか、それに備えてと申しますか、そういうことも考えましてこういう関係の国内法を整備しておけばわが國から外國に依頼をする場合にも大変やりやすいであろうし、そういうことが回り回つてそういう事犯の検挙処理あるいは防護というものの役立つであるうと、ひいては防護というものの役立つであるうと、かように考えているわけでございます。

○宮崎正義君 本法に身柄拘束ということがうたわれていないんですね。第一条一号の共助、外國の要請に對して当該外國の刑事事件の捜査及び身柄拘束に必要な証拠を提供することをいと、このように入れていかうか——これは私の考え方ですよ。私の考え方ですが、それから十七条にこの身柄拘束ということを取り上げたらどうなんだということなんですがね。刑事局長さんの御意見とそれから警察庁の方々に十七条に関する身柄拘束というものについての御所見というものを伺つておきたいんです。

○政府委員(前田宏君) お尋ねの趣旨を若干取り違えておるが、もしれませんが、やはり身柄拘束と申しますと犯人の逮捕ということであろうと思ひます。先ほどのお尋ねで証人の勾引ということは違いますけれども、いまの御質問は犯人の逮捕ということであるうと思います。そうなりますと、この法案の問題ではむしろございません

で、逃亡犯人引渡法の問題であるうとうふうに考えられるわけでございますので、その両面、この法案と引渡法と両々相まらまして、身柄の問題、また証拠の関係というものが両々相まちます。

○説明員(水町治君) ただいま法務省刑事局長が申されたとおりでございますが、この法律の趣旨とするところが書類その他のものに外國に対する提供あるいは国際刑事警察機構からの捜査資料あるいは捜査情報の送付の依頼、それに関する協力の手続の規定と、こういうことでござりますので、身柄の問題につきましては逃亡犯人引渡法あるいはその関連法律という形で考えてまいりたいと思います。

○宮崎正義君 これは私は素人ですからわかりませんけれども、身柄拘束といふことが即これつながつている問題じゃないかと思うんです。そこで、警察庁の方にお伺いしますけれども、「よど号」だと赤軍の逃亡者がいまどういうふうになつて現況か、その情報。

それからICPOの国際手配の種類の中で赤手配とか青手配とかございますね。わが國は赤手配をなぜ依頼をしないのかという、そういうことでね。それらの問題を通じて最近の共助の使用事例といいますか、主なる事例といいますか、たとえばハワイへ逃亡した殺人容疑者、この引き渡しをやつたときに飛行機を駐機させておつてそれから犯人を拘束して運行したという、そういうった事例がござりますね。それらのような問題で最近の主要な事例といいますか、そういうことの説明を願いたいと思います。

○説明員(吉野準君) お答えいたしました。

「よど号」の犯人あるいはその他の赤軍関係者がいまどこにいるかというお尋ねでござりますが、何分海外のことですでござりますので確とした情報はございませんが、私どもこれまで鋭意情報収集に努めた結果を総合しますと、「よど号」の犯人九人は一応北朝鮮におけるのではないかと考えら

○説明員(水町治君) 後段の部分について私の方から御説明させていただきますが、いわゆる赤手配と申しますのは、国際刑事警察機構の加盟国に對しまして逃亡犯罪人手続を前提として逃亡犯罪人の一時的拘束を要請する国際逮捕手配といふことでござります。手配書によつて手配されているものでござります。わが国におきましては、先ほども御指摘のございましたように現行法上このICOPOを通じます国際逮捕手配のみを根拠としたしまして逃亡犯罪人の一時的拘束を行つといふ法律がございませんので、わが国から国際刑事警察機構に対しまして国際逮捕手配を行うことを差し控えているというのが現状でござります。この赤手配のいわゆる立法の問題につきましては、先ほども申し上げましたように逃亡犯罪人引渡法に基づきます諸手続との関連におきまして種々検討すべき問題がござりますので、関係省庁と十分検討を進めてまいりたいと思ひます。

さて、一番最後に申されました最近どんな事例があるかという、こういう問題でござりますけれども、現在日本で犯罪を犯しまして外国に逃げてゐる者というのが大体百名ぐらいいるんではなかろうかと私どもの調査でわかつております。これらの方につきまして逃げ得は許さない、こういうことで関係ICOPO等と連絡を密にいたしまして行方を追つたりその身柄の引き渡しを受けてゐるわけでござりますが、たとえば先般ハワイで発見いたしました東京におきます殺人事件の被疑者でござりますけれども、この場合は日米犯罪人引渡し条約を適用いたしまして、外交ルートを通じてハワイの空港で身柄を受け取つて日本航空の飛行機で日本に護送したと、こういう事例でござります。

○宮崎正義君 時間が来ましたので、まだ質問したいことがいっぱいあるんですが、刑事局長、わざ面にいるのではないかというふうに考えておりま

が国との条約を共助していく、どうという国がどれ  
ぐらいいまお考えの中にあるかどうか。それから  
警察厅の方、赤手配に関連して先ほど私が言いました  
した十七条の問題は話し合いをしていくよな形で  
で論議をされていくかというふうに思えるわけです  
がね。ただ單なる今度は逮捕というものが十七条  
には、今度の法律には含まれていないけれども、  
将来はどんなふうに考えておられますかね、その  
点をお伺いしておきたいと思います。

○政府委員(前田宏君) 先ほども申し上げました  
ようにこの法律案は、外国から協力要請と申します  
すか、共助要請があることを予定いたしまして、  
その場合に困らないようにと、あらかじめ用意をして  
しておこうと、こういうことでございますので、  
具体的にどの国からどういう要請が来るかといふ  
ことはこれから問題でございます。しかしながら  
、先ほどもお答えを申しましたように欧米主要  
国みんなそれぞれ国内法を、似たような国内法を  
持つておるわけでございますので、日本でこうい  
う法案が成立したといふことになりますと安心し  
てと申しますか、そういうことで日本に協力を求  
めてくる場合が多くなるだらうと、いうことが一  
般的に予想されるところでございます。従来、先ほ  
ども申しましたようにこういう法律がなかったわ  
けで、実際の措置といたしまして外国からの協力  
要請に応じてきていたわけでございます。たまたま  
まその事例といたしましては、ドイツであります  
とかスイスでありますとかあるいはベルギーであ  
りますとか、そういうところから來た例がすでに  
あるわけでございますので、この法案を制定して  
いただきますならばさらにそういうところから、  
またその他の国からも捜査共助の要請が当然ある  
のではないかと、かようと考えております。

○説明員(水町治君) いわゆる赤手配によります  
逃亡犯人の一時的拘束の立法化の問題でござ  
りますけれども、歐米諸国におきましては根拠法規  
はさまざまございますが、何らかの手当てがな  
されであるというものが現状でございます。したが  
いまして、そういう歐米諸国と同じような手続が

日本にもあつていいのではないかと、こういう議論は当然あり得る議論でございまして、私どもも現行の逃亡犯罪人引渡法に基づきます諸手続との関連において検討すべき問題もございますので、関係省庁と十分協議を進めてまいりたいと思っております。

○宮崎正義君　まだそのほかございますが、私の質問はきょうはこれで終わりにいたします。

どうも警察の方御苦労さまでした。

○橋本教君　まず最初に、外国人登録法の関係からお伺いをします。

わが国に在留する外国人に対してどういう法制をわが国が持つておるかという問題については、わが国の自由と民主主義ということが本当に世界に開かれられておるかどうかということも関係して、在留する外国人の地位や権利を保障する上で非常に大事な問題ですね。そういう観点で見ますと、現在の外国人登録法には、かねてから言われまして問題にはなっておりますが、私もやつぱり今まで問題にはなっておりませんが、余りにも治安立法的、取締法的要素が強過ぎはしないか、そういう感じを深く持っているわけあります。

たとえば一つの問題で、登録証の常時携帯ということが先ほども議論になりました。これを呈示しなければ不呈示罪で一年以下の処罰で刑を受けなくちやならぬという、こういう刑の重さもこれもまた私も大変重いと思います。たとえば警察官が職務質問をいたしますね。そうすると、その職務質問はあくまで任意な問題ですから、これに対する回答するかということについては職務質問を受ける側において判断できる問題ですが、その場合私どもは、氏名を聞かれてもあるいは何とかの所持品の呈示を要求されても拒否をする自由と権利がある。ところが外国人についてはその任意質問、職務質問の場合でも呈示をしなければならないかといふ意識を私は持っておりますが、この点法務省はどうお考えですか。

○政府委員(小杉照夫君) これは一般論としてお答え申し上げますと、憲法が保障しておりますもちろんの権利につきましては、その性質上、外国人にも保障が及ぶものと、また外国人であるがゆえに及ばないというものと、二種類があるのではないかとまず考えるわけでございます。前者につきましては、外国人も保障されるものである以上はできる限りこれを尊重して、日本人と外国人との間に差異を設けるべきぢやない、というふうに考えるわけでございますけれども、また反面、合理的な理由がある場合、ある程度の権利といものが制限されることも、外国人と内国人の本質的な差異に基づいて行われるような権利の制限といつてもこれまた十分あり得ることではないかと。これらは諸外国の法制等を見ましても、やはり内外人というものが全くすべての場合において平等に扱われてはいないということが現実ではないかといふように考えるわけでございます。ただ、その権利を制限するに当たっても、やはり合理的な根拠というようなものが常になくてはいけないのでないかという気がいたします。

○橋本敦君 抽象的な答弁で結論は得ませんが、たとえば具体的に本邦に在留する外国人が犯罪の嫌疑を受けて逮捕をされ、取り調べを受ける。その場合は憲法における刑事被告人の保障の規定、刑事訴訟法における保障の規定、黙秘権を初めとする権利が保障されるというのは、これは当然じやありませんか。いかがですか。

○政府委員(前田宏君) 御指摘の点につきましては、当然といいますか、そういうことであろうと思ひます。

○橋本敦君 だから、したがつて事人権にかかるそういう基本問題について、わが憲法の精神の立場から言えば、外国人だからといって特別の理由で差別するというようなことはちょっと私は基本的に成り立たぬと思いますよ。だから、刑事被告者として、被告人としてそういう立場に置かれたならば憲法及び刑事訴訟法の保障規定がそのまま適用されるだらう。それ以前の段階では

呈示義務ということで、呈示をしなかつたら呈示義務違反ということになる。呈示義務違反といふことで、皮毛者ごとくい波告へこましつゝ、そつ皮毛者

なんですが、この意見について入管局長いかがですか。

帰化ということでやつてほしいと、ところが一般の国民は帰化という手続、その審査が大変長くかかる。そこで、日本政府は、三月三日

もちろんあるわけでございますけれども、これはいろいろ一定の前科がござりますと、機械的にこれ

から黙秘権を含む権利が保障される。矛盾があるのですよね。いかがですか入管局長。

○政府委員(小杉照夫君) たとえばこれを外国人登録法との関連で申し上げますと、わが国は自國

ました外登法の一部改正案は、きわめてテクニカルな手続的な面における簡素化、合理化という問題だけを取り扱つておるわけでございますが、私もどうもいたしましても、かねてから外国人登録法

かるとしちゃことを余り矢理ませんから、まあ半年ぐらいあれば御審査いただけるかなというような気持ちで結婚式の日取り等も考えながら申請をするというケースを私は弁護士として聞いたりするんですね。

はためたと いうようにはねこけるわけにもまいと  
ないケースがあるわけでござります。  
一審 順例と申しますのは交通事犯でございまし  
て、これにはいろいろ罪質に軽重の差がございま  
すし、また被害者がどういう気持ちでいるか、被

民に関しましては戸籍制度、それからいわゆる住民登録制度というものを設けておるわけでござりますが、外国人に対しましては外国人のみを対象としたいたしまず外国人登録制度を設けまして諸般の義務というものを当該外国人に課しておる。違う制度がとられていているということ、これ自体が差別になるという御議論ではないと私は存じます。

の全般的な見直しということをいはずやらなければならぬという認識は十分持つておるわけでございまして、国会その他の場におきまして罰則の問題であるとか、あるいは外登証の常時携帯義務の問題であるとか、いろいろな点が取り上げられておることも私ども十分承知いたしております。現在これらの諸点を含めまして外登法の全面的な

そこで、この帰化については二つの質問をした  
いんですが、一つは、どうしても帰化が認められ  
ないというそういう具体的な条件ですね、この具  
体的な条件、これをもう少し外国人の皆さんに早  
くからわかるような公示の方法がないもんだろう  
か、これが一つですね。

害者が有怨しているかどうかのような点もあ  
るわけでございます。これは業務上過失致死傷の  
ような場合でございます。そういうようなことが  
ございまして、できる限り統一的に、法務局だけ  
の判断ではなしに、本省におきましてこれを十分  
審査いたしまして、横並びと申しますか、アンペア  
ランスが生じないよう気につけておられるつもりで

○橋本教習 そんなこと言つてません。  
○政府委員(小杉照夫君) このような制度が設け  
られております理由は、結局わが国の場合、近隣  
諸国からの不法入國者が絶えない、というような状  
況、あるいは現実にわが国に在留しております外  
国人の非常に大きな部分というものが旅券を所持  
することなく在留しておられる、非常に特殊なス  
テータスの外国人が多いということ等々、わが国  
に固有の国情も考慮した上で在留外国人の公正な  
管理に資する、ということのために必要な義務を課  
しておるのが現在の外国人登録制度の本質だらう  
と思います。そのような意味で、私どもこの制度  
それ自体合理的な理由に基づきます必要な措置を  
定めたものという理解をいたしておるわけでござ  
ります。

○橋本敦君 そういう際にはまたいろいろ議論いたしますが、いま私が基本的な問題として指摘をいたしましたとおりでございますが、おおよそのめどとして三年ぐらいのうちに何らかの成案を得て国会の御審議を経たいというふうに考えておるところでございます。

る方針で臨みたいと、こうおっしゃっておりました。私も結構でございますが、そのためには、私も大阪法務局で帰化申請の窓口になつてている職員の皆さんと話しましたが、非常にやつぱり人数が少なくて、この調査というものは家庭訪問・職場訪問・関係者からの事情聴取・書類審査に基づいてまた再呼び出しと大変なようですね。だから、窓口事務の促進のためにも人員強化という問題は必要ではないかと思つたりいたしますが、この二点について局長のお考えを伺いたい。

○政府委員(直家克己君) 最初の御質問でござりますが、どうしても許可できないという場合はこれはやはりあるわけでございまして、一番端的に申しますと、法律上居住要件を欠くというような条件でございますと、これは非常に明確でござい

ござりますが、こういったやや裁量的な余地のある問題については必ずしも適切に、事前に予告をすると申しますか、公示をすると申しますか、そういうことが困難な場合もございます点を御了承願いたいと思うのでございます。

第二の期間の点でございますが、これは先ほど官崎委員の御質問に対して御答弁申し上げましたとおりでございまして、率直に申しまして、東京、大阪、名古屋、横浜というようなところで、私どもがこうありたいと思う期間よりも相当長期間かかるております。十カ月程度というのをございません。ただ、たとえば入学でございますとか、近く結婚をするというような事情がございま

○橋本敦君　幾ら議論しても決着がつかないよう  
な感じに思います。私が指摘した一定のやつぱり  
矛盾的状況があるということはおわかりいただけ  
ると思うのですよ。だからしたがって、私は登録  
制度をなくせとまで言っているのではなくて、本  
邦に在留する外国人の権利と地位をやっぱり憲法  
に基づいて保障するという立場でこの外国人登録  
法全体の現在の持つてゐる治安的な取り締まり的  
な要素といふものはできるだけ少なくしていくと  
いうことに向けて将来検討をすべきだという意見

と、帰化申請をするにはそれなりにやっぱり本人自身の決意というものが一つあります。それから、家庭の事情というものが帰化を相当とするという方向に非常に強くなっています。もう一つは、そういう状況の中で帰化申請をいたしますと、早くこの問題について決着をつけてほしいという期待が強いですね。たとえば、子供がいよいよ結婚をする年代になったと、そこで家族全部で相談をして父が帰化をするというようなことをいたしますと、やっぱり結婚するには結婚式までに

ます。また、素人の方にはおわかりになりにくいくらいの場合もあるわけでございますが、日本の国籍を取得することによって外国の国籍を失うという証明を得することによって外國の国籍を失うといふことをいいますか、その要件でございますが、こういった点につきましては窓口におきまして十分御説明を申し上げているつもりでございます。それ以外に素行が善良というような要件がこれが事實上相当なウエートを占めているわけでございまして、これは要件をあらかじめ基準を示して公示をした方がよろしいのではないかという御意見もも

ました場合に、これはこちらと申しますが、当局側では積極的に知る由もないわけでございますが、お申し出がありました場合には、できる限りそれに間に合わせるようにいずれかの結論を出すという方向でやりたいと思っておりますし、現にそういうお申し出がありまして、そうなりますと多少順序を狂わすというようなことにもなるわけですが、せつかり許可するのに時期がおくれて何にもならないという――何にもならないと申しますか、所期の目的が達せられなか

つたというようなことが聞々ございました。これを一ヵ月前にやつておいてくれば、こういうことがでできたのにというようなことがござりますので、私どもは決してそういう希望を無視して機械的に順番にやるんだというような態度はとつております。ただ、そういう方が非常にたくさんになりますとその間でまた順序という問題がありますので、これはなかなかむずかしいことではござりますけれども、私どもではできる限りそういう御要望を十分考慮したいというふうに考えております。

それから、この国籍関係、帰化関係の処理に当たる職員の問題でございますが、これは御承知のとおり法務局またはその支局において扱っておるわけでござりますが、近年、登記関係の事務が非常に負担過重になつておりますので、どうしてもとかく国籍戸籍というような面にやや人員等の面で弱くなると申しますか、しわ寄せが来るというような現象、これはやはり完全に否定するわけにはまいりません。しかし、私どもは確かに登記事務が目に見えては非常に大変でござりますけれども、重要性から申しまして戸籍あるいは国籍、ことに国籍というような事務が劣るというふうにはこれは絶対に考えられないわけであります。実情に応じまして国籍部門にも十分とは申せませんけれども、あとう限り執務体制を強化するよう各法務局に対してもそういう指示をいたしております。わざいまとして非常に人員が全体として不足しておりますので、事務がたまにぎらでござりますけれども、そこはひとつ各局努力をしてもらいまして、帰化の事務の少しでも早く処理できるようにということを常々心がけている次第でござります。

○橋本敦君 わかりました。

で、一つの例ですけれども、帰化の申請をしました本人はそれでもう日本の国籍をもつて、日本になじんできたその上に、日本人として本当にこれからがんばつていくんだと家族もともそいう生きがいと気持ちを持つことが多いですね。

私たちよつと新聞で見まして、ジェイシー・クハウルハと言つたら局長もだれのことかおわかりになり思つたんです。これは高見山大五郎のことなんですね。彼が去年の九月に帰化申請して、早くそれを認めてもらいたい。「日本人になつたら、ヤマトダマシで四十歳までスモー取る。みててね」と、こう新聞に出ている。一生懸命日本といふ相撲の古いしきたりの中でがんばつてきました。まだテレビ見ていたら、あの大きな体でころつと負けておりまして、子供にとってはころつと負けても強い高見山、両方人気があるんですね。去年の九月に申請をしておりますから、もうそろそろ何らかの御判断が出るところではないか。そしてまた本人の気持ちや、子供たちに人気がありますから、この高見山が日本人として元気で相撲取つてもいいないと子供たちのファンが思つてゐるところを考えてますと、彼の今日までの生活歴、経験から見て、これはもうそろそろ許可をしていただくなつて、この問題はたとえば赤軍派の左翼暴力事件等、私どもあれは政治犯ということを除外すべき事件ではないというふうに考えて追及すべきだと思っておりますが、凶暴なテロあるいはあいつハイジャック事件、こういうことにつきましてはICPOの方でも政治犯ということでは除外しないというたてまえで進んでおられると聞いておりますが、いかがですか。

さてその次は、犯罪共助法の関係の質問をいたします。民事局長ありがとうございました。

この問題で、一つにはやっぱり政治犯の問題がござります。この政治犯の問題につきましては例の逃亡犯罪人引渡法の分野、あの分野では政治犯を除外する。これは絶対的制限事由ということで確立した慣行ということに私はなつてゐると思ひますね。この政治犯の除外といふこの確立された慣行は今回の共助法についても同じような立場で貢加されると、こういうことで間違ひございませんか。

○政府委員(前田宏君) ただいまのよう御意見と同様な考え方で立案をしたつもりでございました。

○橋本敦君 もつとも近年はたとえば赤軍派の左翼暴力事件等、私どもあれは政治犯ということを除外すべき事件ではないというふうに考えて追及すべきだと思っておりますが、凶暴なテロあるいはあいつハイジャック事件、こういうことにつきましてはICPOの方でも政治犯ということでは除外しないというたてまえで進んでおられると聞いておりますが、いかがですか。

○説明員(水町治君) お説のとおりでございます。

○橋本敦君 今度この共助法ができるまで、逃亡犯人引渡法と、そしてこの共助法とのセットでの合理的な運用ということがこれから課題に私達へくると思うんですね。そういうような合理的な運用ということを進めていくということで具体的に検討しますと、たとえばダッカのハイジャック事件ございました。あの事件の今後の検査の見通しなり進展なりが期待できるかどうかという点になりますと、いかがでしょう。

○説明員(水町治君) 先ほども申し上げましたとおり、從来からも私どもとしてなし得るすべてをやつてきたわけですが、この法律をお認めいただけますと、さらにその活動が活発になります。諸外国の協力が一層期待できるのではないかと考えております。

○橋本敦君 そこで、具体的にどういう協力をどここの国に求めるか、今後とも具体的な検討を重ねていただきませんとね、いまここで何をやるといふわけにはいかぬと思いますが、積極的にやつぱりせつかくできた法律ですから、運用の妙を得て悪質な犯罪の国際的な取り締まりを強めてほしいと思いますね。

○説明員(吉野準君) お答えいたしました。

いわゆるダッカ事件の犯人はアルジェリアまで逃げまして、その後はつきりした行方はわからなくなっていますと、中東方面にいるということだけはわかっているわけでござります。私ども関係各國、

I C P O 等を通じまして情報の収集と、それから被疑者の逮捕でございますが、このために全力を尽くしているわけでございまして、一応この今回の種事件の検査にわが国として協力することは十分可能になりますので、この立法を認めていただけますと、今後日本赤軍関係者によりますハイジャック事件、その他テロ行為等々につきます検査につきましても関係国との協力が十分得られていくものと期待しております。

○説明員(水町治君) 本立法によりまして外国のこの種事件の検査にわが国として協力することは十分可能になりますので、この立法を認めていただけますと、今後日本赤軍関係者によりますハイジャック事件、その他テロ行為等々につきます検査につきましても関係国との協力が十分得られていくものと期待しております。

○説明員(水町治君) たとえば赤軍派の重信という女性がありますね。彼女にあるところで面会してきたところを週刊誌の情報だけに頼るわけにいきませんが、この共助法ができた今後の方向としては、赤軍派の足取りがつかめたら、そこへ資料収集なりあるいはそれと会つた人がわかれれば証人喚問の請求をするなり、一段と具体的な検査を進めるといふ手立てを総合的に検討で得るんじゃないかなと私は期待するんですがね、そういう考え方はいかがですか。

○説明員(水町治君) 先ほども申し上げましたとおり、從来からも私どもとしてなし得るすべてをやつてきたわけですが、この法律をお認めいただけますと、さらにその活動が活発になります。諸外国の協力が一層期待できるのではないかと考えております。

○橋本敦君 そこで、具体的にどういう協力をどここの国に求めるか、今後とも具体的な検討を重ねていただきませんとね、いまここで何をやるといふわけにはいかぬと思いますが、積極的にやつぱりせつかくできた法律ですから、運用の妙を得て悪質な犯罪の国際的な取り締まりを強めてほしいと思いますね。

○説明員(吉野準君) お答えいたしました。

○橋本敦君 できたら、いま相撲やっておりますから、今場所でもひとつやつてやつていただきたいということでお願いしておきましょ。

ですか、副社長、それからハリー・グッドハート、これはホテルカジノの支配人、それからジョン・ティヒスター・カジノ貸付支配人、チャールズ・ハーシュ同ホテル管財人、こういった人たちを証人申請をしたそうですが、この経過はいまだうなつておりますでしょうか。

○政府委員(前田宏君) お尋ねのいわゆるサンズホテルの支配人等に対する証人喚問でございますが、この証人尋問請求の趣旨は申し上げるまでもないと思ひますけれども、サンズホテルに対する百二十万ドルの債務、その支払い保証、またその債務が順次弁済されてきたという関係の事実を立証するためでございまして、去る四月の十日の公判で請求が検察官からなされ、裁判所で採用の決定があつたわけでございます。その後の手続でございますが、裁判所のこととございりますので、問い合わせしましたところ、四月の二十九日に東京地裁が証人に対しまして、いわゆる外交ルートを通じて出頭方、つまり召喚状の送達依頼をしたと。出頭期日は一応この前も決定になりましたようく六月十九日の期日に出頭するようにと、いう召喚状の送達手続をしたということとございます。ただ、この召喚状の送達手続につきまして、証人側の回答、これはまだないようございまして、この点がはつきりしないように聞いております。

○橋本敦君 その召喚状が送達されたということまでわかりましたが、六月十九日の法廷に証人が出頭しないという拒否の意思を表明するという事が打てますか。

○政府委員(前田宏君) いま申しましたように、まだ証人側の方でどういう対応をするかということがわからないわけでござりますので、来ないことを前提にしてどうするということこの段階ではいかがかと思うわけでござしますし、またその場合、もし仮に来ないとなりました場合にはどうふうに対応するかということになりますと、これはいわばこの公判の訴訟技術と申しますか、一種の法廷戦術と申しますか、そういうことにもな

つてくるわけでございまして、それに對してまた被告人側がいろいろと争うというようなことも想定されるわけでござりますので、そういう意味も官側が考へているかということを申し上げるのには、できれば差し控えさせていただきたいという点でございます。

○橋本敦君

法律的な手立てとしてお伺いをしたかどうかはまだ検討中で未決定で結構ですが、法どもは刑事訴訟法の規定に基づいて判断ができます。しかし、証人がアメリカにいるわけですね。だから拒否をした場合に検察官がこの方法をとるかどうかはまだ検討中で未決定で結構ですが、法どもは刑事訴訟法の規定に基づいて判断ができます。しかし、証人がアメリカにいるわけですね。

○橋本敦君 憲務名義はK・ハマダといふことでございました。

○政府委員(前田宏君) その憲務名義の本人であるK・ハマダ、これはいまや浜田幸一氏であるこ

とはもう明らかになっておりますが、彼をこの事件の債務を生じたという点について証人申請を

○橋本敦君

法律的な手立てとしてはこういう方法が証人をあく

まで喚問するためとにれる、あるいは証人喚問に

かわってたとえば向こうの裁判所に嘱託尋問とい

うような方法もあるかもしれません、そういう

方法もそれるとか、手だてについて御説明いただ

きたい、こういう意味です。

○政府委員(前田宏君) そのことも仮定論になり

ますので適当かどうかと思うわけでござります

が、いま仰せになりましたようなことも一つの方

法だと思いますし、また証人が仮に来ないという

場合に、当初取り調べ請求をしました書証の扱い

方といふことも一つの問題になるんじやないかと

いうふうに考えております。

○橋本敦君 わかりました。

書証の扱い方については刑事訴訟法の規定の解釈と運用からいくわけですね。

○政府委員(前田宏君) 理屈としてはそのとおりでございますが、裁判所の御判断にもかかるところでござりますので、私の方から直ちにこうなる

という結論は申しかねるわけでござります。

○橋本敦君 しかし、あのロサンゼルスでの金の受け取りに絡んでその背景を含む事情を徹底的に

明らかにしようとするすればK・ハマダ氏に対する事

情聴取あるいは証人申請という問題はこれは必要

になりますよ。たとえば小佐野がロサンゼルスで金を受け取った、何も知らないのに突然受け取ったとい

うことにはならないわけで、兎玉がロッキード社に小佐野が行くから小佐野に自分が支払いを受け

る分について、この金は小佐野に支払ってやつて

もらいたいという連絡があるわけです。という

ことは、小佐野も兎玉からこのように対するから現

地で受け取りなさいといふ、こういうことの話し

合いがあつて行つて、こう考えるのがこれは

常識ですね。だからたがつて、兎玉と小佐野に

どういう話し合ひがあったのかといふ問題も、一

つはこの事件を直接に立証する非常に近い事実だ

と私は思いますが、その兎玉と小佐野との間でど

ういう話しあいがあつたかという点については、

具体的にどこでどんな話があったんだですか。

○政府委員(前田宏君) あるいは御質問を取り違

えてるかも知れませんけれども、いまおっしゃ

いましたように、二十万ドルの受領につきまして

兎玉氏と小佐野氏との関係ということは問題にな

があるうかと思います。

○政府委員(前田宏君) 理屈としてはそのとおりでござりますが、裁判所の御判断にもかかるところでござりますので、私の方から直ちにこうなる

ことによって実現可能であるというふうに理解しておるものと思つております。

○橋本敦君 しかし、あのロサンゼルスでの金の受け取りに絡んでその背景を含む事情を徹底的に

明らかにしようとするすればK・ハマダ氏に対する事

情聴取あるいは証人申請という問題はこれは必要

になりますよ。たとえば小佐野がロサンゼルスで金を受け取った、何も知らないのに突然受け取つたとい

うことにはならないわけで、兎玉がロッキード社に小佐野が行くから小佐野に自分が支払いを受け

る分について、この金は小佐野に支払つてやつて

もらいたいという連絡があるわけです。という

ことは、小佐野も兎玉からこのように対するから現

地で受け取りなさいといふ、こういうことの話し

合いがあつて行つて、こう考えるのがこれは

常識ですね。だからたがつて、兎玉と小佐野に

どういう話し合ひがあったのかといふ問題も、一

つはこの事件を直接に立証する非常に近い事実だ

と私は思いますが、その兎玉と小佐野との間でど

ういう話しあいがあつたかという点については、

具体的にどこでどんな話があったんだですか。

○橋本敦君 K・ハマダ氏を検察官は呼んで事情

を一応聞いたという事実は、これは間違いないで

○政府委員(前田宏君)　お尋ねのようなことに對しては從来からだれをどういうふうに調べたかといふことは、捜査の秘密という問題もござりますし、人権の問題もございまして、お答えを控えさせていただいておるわけでございます。したがくまして、今までお尋ねに対しましても直捷お答えを

思うわけでございまして、遊戯の程度にとどまるものも含まれておるわけでございますから、全部が全部賭博罪になるとは思いませんけれども、賭博罪になり得る場合もあり得るであろうというふうに思います。

告発どころか自分で捜査権を持つてゐるわけだから  
ら、呼んで聞いたら早いですよ。いかがですか。  
**○政府委員(前田宏君)** 御指摘のような報道等が  
あることはもちろん承知しておるわけでございま  
す。そり報道が全く虚偽でどうしたことか申立つ

はそのかけマージャンの問題がもつと詳しく証言されるでしょう。そうした場合には直ちに捜査に着手し得るようなそういう状況もあり得るといふことでしよう。いかがですか、正確な情報といふことださう。

まして、いまのお尋ねに対しましても直接お答えはいたしかねるわけでござりますけれども、その点に関しましていろいろと報道等もあり、また当該の方が記者会見等もされておるわけでございまして、そのことにつきまして、それまでもあえて否定するというものではございません。

○委員長（峯山昭範君）この際、委員の異動について御報告いたします。

ただいま加瀬完君、阿具根登君が委員を辞任され、その補欠として村田秀三君及び片岡勝治君が選任されました。

もりはございませんわですが、確かにかけマージャンという言葉は使われておりますけれども、その程度でございまして、内容的により具体的なお話は受けていないようございます。また報道でございますから信用しないといふわけじゃございませんけれども、まあいわば伝聞であるわけ

○政府委員(前田宏君) 犯罪捜査一般のことです。  
ざいますから、どういう手法を用いてやっていくか  
かということになりますと、それ自体が捜査の秘  
密というか、密行性にも関係することございま  
すので、どういう方法が適當かということにつき  
ましてここで申し上げるのはいかがかと思うわけ

りますが、今後とも呼んでお調べいただくといつも言つたり、新聞記者との会見でも言つております。あのかけマージヤンというのは、日本の国ですね。で言ういわゆる賭博罪の賭博に該当するのかどうか、この点についてはすでに古い事案でそれども、昭和六年の大審院の判例がございまして、刑事局長も御存じだと思いますけれども、マージヤンは強いと見ていくんですね。

○橋本敦君　遊戯の程度とおっしゃいましたけれども、いま私が指摘した大審院判例では一点に一錢をかけているわけですね。昭和六年当時の一錢というのはかなり値打ちもあるでしようけれども、私は葉たばこ一厘事件のようなことを申し上げるつもりはないですよ。ないでしけれども、しかし、少なくとも賭博罪ということに該当するといふことはこれは大審院判例でもはつきりしていります。

でござりますし、内容が率直に申し上げて漠としているというくらいが大きいわけでござります。そういうことになりますので、もちろん捜査当局といたしまして犯罪の疑いがある場合これを放置しておくということは適当でないわけでござりますけれども、いまのような漠とした情報程度で国會議員の方がそういう賭博罪をやっているという疑惑いを直ちに持つということもいかがかという気もするわけでござります。特に賭博罪全般でござりますけれども、現行犯でつかまる場合はよくございますが、いわゆる非現行の場合にはなかなか内容り立正、日寺の准定というようなものも困難

なお、証人尋問のことにつきましては、これは当然国会で御判断の上で御決定されることでござりますし、それでどういうようなことに相なるかということも私どもとしては予測しがたいことございますが、少なくとも現段階におきましては、そういう意味で、恐らく捜査当局におきましては情勢をいろいろ見ておるというのが実態ではなかろうかと思ひます。

○橋本敦君 ですから、証人喚問の証言結果については、直接かけマージャンが賭博罪が成立する従々、公認によって更迭されるにによる有効性

というのと一定の技量、これが左右するものではあるけれども、しかし、そういった「技術ノ優劣」経験ノ浅深ニ関係スル所ナキニ非スト雖其ノ勝敗カ主トシテ偶然ノ事項ニ基クモノナルコトエ公知ノ事実ニ属ス故ニ、こういうようなことで、こういふナゾ、ショコラ、これら者等単に我立ト

るんです。浜田幸一氏を呼んでお調べになつたことも検察厅はある。この事実は私はやっぱり國民から見ますと、国会議員はかけマージャンをやつて、あれは本来は刑法上賭博罪が成立するんだけれども、検察厅は何にも調べないでほつておくの

馬鹿が済馬と見ておやじはなる有才を覺  
料となり得ることもあるでしょうと、こう聞いて  
いるのです。そんな、あたりまえのことぢやない  
ですか。

ると大審院は判断をしている。この事案を見ますと、一点を金一錢、こういうことでかけて、こういうこととの約束のもとで「麻雀牌ヲ使用シ麻雀遊戯ノ方法ニヨリ輪賃ヲ争ヒ以テ賭錢賭博ヲ為シタルモノナリ」、こう判断しておりますね。かけマージャンというのは、こういう意味では賭博罪に該当するというお考えはこれは間違ございませ

かという不信感もありますよ、私はこの事実にいて、浜田氏が自分であつちこっちで言っておるんですから、検察庁が呼んでお聞きになつて、そしてかけマージャンというは賭博罪に該当するかしないかお調べいただくことが政界浄化の上でも今日のやつぱり浜幸氏をめぐる問題を一步解明していく上でも大事だと私は見ておるんです。そういう御意図はありませんか。かけマージャンを

軒々と捜査権を発動するというののはいいとは私  
も言いませんけれども、だからより正確な情報と  
おっしゃった。私は正しいと思うんです。だから、  
より正確な情報を得る道は二つあるんです。  
一つはこういうような捜査問題についてはい  
ろんな情報から捜査を、初動捜査を開始するこ  
とだって常道ですから、浜田氏を呼んで聞くという  
方法があるんですね。もう一つは、国会で浜田氏を

○政府委員(前田宏君) 一口にかけマージャンと申しましてもいろいろと程度、内容もあらうかとんか。

やったやつだとあれだけ言つておるんですよ。公務員は犯罪があると想量したら告発せにやならぬと刑事訴訟法に書いてあるけれども、刑事局長は

証人喚問いたしまして、その証人喚問の中で彼は、何もかもぶちまけると、こう言っておるんですから、そこで出てきた浜田氏の証言いかんによつて

かれまして、大体捜査はもう終結に向かつたと。この問題についてのKDDの経緯を考えますと、交際費だけで六十億円前後、そうして何千万という商品券が買われている、そして政治家に対するパートナー券購入の事実、これも出てきておる。これが政治家との関係で捜査が一指も触れられずに終わるというそのことの基本的な理由は一体どこにあるのですか。たとえば、一つは商品券があつたけれども、社交的儀礼の範囲にとどまる見えたというのか、あるいは国会議員との関係で職務権限が全くないというようく判断せざるを得なかつたというのか、どういうところにこれだけの事件が、政界に捜査の手が伸びないで終わるうとしているのですか、はつきりその点を私は伺いたい。

○政府委員(前田宏君) いわゆるKDD事件の捜査につきましては、いまも仰せがございましたように、捜査としては終局に向かい一つあるというのが率直な感じであろうと思います。しかしながら、まだ若干の未処理の問題も残っております。それが率直な感じであります。しかしながら、これがどういうふうに聞いておるわけでございます。そういうことでございまして、私どもといたしまして検察当局からまだその事件の最終的な報告を受けたいわけでございます。したがいまして、いまお尋ねのよう、いまお尋ねのようだ、どういう問題があつて、どういうふうなことになつたかということにつきましてはもう少し、全体の捜査がいわば完了いたしまして、その上でいろいろな問題点というものが明らかになり、またその報告を受けられるというふうに考えておるわけでございまして、現時点はまだそういう意味では結論になつてないということです。そこで、その具体的なお答えができるわけでございます。

○橋本教君 局長ね、寺田委員の質問のときにも、残っているのはまあ言つてみれば殘務整理的な問題だという趣旨のことをおつしやつてあるん

ですよ。だから、新たな捜査の進展はもうないというのだ。こういう状況の中で私聞いておる。これが政治家との関係で捜査が一指も触れられずに終わるというそのことの詰めなきやならぬ部分があつたけれども、社交的儀礼の範囲にとどまる見えたというのか、あるいは国会議員との関係で職務権限が全くないというようく判断せざるを得なかつたというのか、どういうところにこれだけの事件が、政界に捜査の手が伸びないで終わるうとしているのですか。たとえば、一つは商品券があつたけれども、社交的儀礼の範囲にとどまる見えたというのか、あるいは国会議員との関係で職務権限が全くないというようく判断せざるを得なかつたというのか、どういうところにこれだけの事件が、政界に捜査の手が伸びないで終わるうとしているのですか、はつきりその点を私は伺いたい。

○政府委員(前田宏君) 先ほど寺田委員に対しましてお答えしましたように、未処理の問題もござりますけれども、そのほかにもまあ警視庁の方で

KDDから流れた金、金品の使途について若干未解明の点が残つておつて、それを調べておるといふうに聞いておるわけでございます。その中にはいわゆる政界工作といわれておるものも含まれているのではないかというふうに考へるわけございまして、そういうことが一応全部終わりました段階で、結論的にいわゆる政治家の方につきまして犯罪の嫌疑がないということになりますけれども、そのほかにも含んでございまして、仮に犯罪の嫌疑が認めがたいというようなことになりました場合、その関係においてどういう人を調べたかとか、その人がどういうことを述べたかといふようなことになりますと、それ自体を公にするとの問題もあるわけでございますので、いまの時点でいまお尋ねにつきまして具体的に申し上げることができないわけでございます。

○橋本教君 どうにしても、KDDの出され

きたいまでの疑惑や国会の論議から見ても、また捜査の筋からいっても、服部元郵政大臣に対する事情聴取、このことは避けて通れない問題になつてはいたとおもいますが、どうなんですか。

○政府委員(前田宏君) 同じことの繰り返しのよ

うで恐縮でございますが、具体的なことはもちろんいまの時点では適当でないと思ひますし、今後最終的な報告と申しますか、まとめができました段階でたとえべきことであらうと思ひますけれども、いろいろといまの御指摘のような問題につきましては国会でも具体的な御指摘があつたわざでございまして、そのことは警察または検察それぞれの捜査当局におきまして十分承知をしていふところでございます。したがいまして、その疑惑について犯罪の嫌疑の有無といふことを見きわめるとおきましたが、それは残務整理的な問題だといふことにおきまして、必要な捜査はそれなりに尽くされるものと、かように考へております。

○橋本教君 いまの局長の御答弁からすると、今後の詰めの中で服部氏に対する事情聴取もあり得るというふうに思ひます。したがいまして、その

るようすに私も感じる答弁なんですけれどもね。いままで警察の方でお調べになつた参考人の総数は一千名を超えるということですが、実態はそのぐらいですか。刑事局長に聞きました。そこで、どういうことであつたかというような最終的な報告にはまだ至っていないわけでございまして、直接詳しく述べておません。そのことで、どういうことであつたかというような最終的な報告にはまだ至っていないわけでございまして、そういう意味でなかなかお答えができないわけでございます。

また、先ほど別なことにつきましてもお答えいたところでございますが、仮に犯罪の嫌疑が認めがたいというようなことになりました場合、その人がどういうことを述べたかとか、その人がどういうことを述べたかといふようなことになりますと、それ自体を公にするとの問題もあるわけでございますので、いまの時点でいまお尋ねにつきまして具体的に申し上げることができないわけでございます。

○政府委員(前田宏君) 先ほど来繰り返して申しておりますように、この事件の捜査が完了したと、で、どういうことであつたかというような最終的な報告にはまだ至っていないわけでございまして、その意味でなかなかお答えができないわけでございます。

また、先ほど別なことにつきましてもお答えいたところでございますが、仮に犯罪の嫌疑が認めがたいというふうなことになりました場合、その人がどういうことを述べたかとか、その人がどういうことを述べたかといふようなことになりますと、それ自体を公にするとの問題もあるわけでございますので、いまの時点でいまお尋ねにつきまして具体的に申し上げることができないわけでございます。

○橋本教君 どうにしても、KDDの出され

きたいまでの疑惑や国会の論議から見ても、また捜査の筋からいっても、服部元郵政大臣に対する事情聴取、このことは避けて通れない問題になつてはいたとおもいますが、どうなんですか。

○政府委員(前田宏君) 同じことの繰り返しのよ

うで恐縮でございますが、具体的なことはもちろんいまの時点では適当でないと思ひますし、今後最終的な報告と申しますか、まとめができました段階でたとえべきことであらうと思ひますけれども、いろいろといまの御指摘のような問題につきましては国会でも具体的な御指摘があつたわざでございまして、そのことは警察または検察それぞれの捜査当局におきまして十分承知をしていふところでございます。したがいまして、その疑惑について犯罪の嫌疑の有無といふことを見きわめるとおきましたが、それは残務整理的な問題だといふことにおきまして、必要な捜査はそれなりに尽くされるものと、かように考へております。

○橋本教君 いまの局長の御答弁からすると、今後の詰めの中で服部氏に対する事情聴取もあり得るというふうに思ひます。したがいまして、その

○政府委員(前田宏君) その点もいま申しましたと同様な程度でござりますけれども、あつたもののように承知しております。

○橋本敦君 センベツ等の名義で、あるいは政治献金の名義で現金が渡された政治家があつた事実はどうですか。

○政府委員(前田宏君) お尋ねのとおり、正確にお答えしていいかどうかと思ひますけれども、それお尋ねのことがあつたというふうに承知しております。

○橋本敦君 高価な花びん、つぼ、絵画、こういったものが渡された政治家があつた事実もありますね。

○政府委員(前田宏君) お言葉を返すようですが、高価と言つていいのかどうか、それもまた具体的なことになりますのでいかがかと思いますけれども、いろいろな物品等が授受されたというようなことは一部あつたように承知しております。

○橋本敦君 そうすれば、どういう趣旨で渡したか、どういう趣旨で受け取つたか、当然調べるのがありまえですね。だから今まで一千人及以上の関係者を調べて、いま私が指摘したような事実があることを認めになりながら政治家に対して事情聴取なしにこの事件を終わるとしたら、まさに浜田幸一氏は指揮権の発動だと言つておりますよ、私はそんなこと信用しません。だけれども、事実上完全に政治家をのけてしまつた検査といふのは、これはとても国民や私ども納得できません。だから言つたつてこれはとても國民や私ども納得できないことです。法務大臣いかがでしようか。こういった政界工作を含めて、あと残された問題は必ず調べるべきは完全に調べていくと。そして調べた結果、パークター券についてはこういうわけで犯罪の嫌疑がなかつた、あるいは家具等についてはこういう理由で犯罪の嫌疑がなかつた、あるいはあつた、こういう結果については責任を持つて御報告いただきたいと私は思いますが、特定の政治家の名前を挙げるのは別として。

類型的にいま認められたんですから。法務大臣のお考え、刑事局長のお考えいかがでしよう。

○政府委員(前田宏君) 先ほど来個々にお尋ねを受けまして肯定したようなお答えをしているわけですが、商品券とかバーティー券とかあるいは物品とかいうものが授受されたと申しますか、そういうことが仮にあつたとしたいたしました場合でも、直ちにそれが犯罪になるとか犯罪の疑いがあるというわけにもまいらないわけでござります。

○橋本敦君 わかりました。

そこで大臣、いま局長がおつしやつた犯罪の嫌疑があつてその結論がこうだという部分は報告であります。商品券が行つていても初めから犯罪の嫌疑がないといふ部分については刑事局長の守備範囲外だとおっしゃる。そういうふうに思つて、一概には言えないと、いふうに思つて、一概には言えないと、いふうに思つて、それなりの検査をすべきであらうというふうに思つて、そこしか報告受けておらないわけであります。

○橋本敦君 じゃ、将来この検査の結果については、政界工作も含めてどういう検査をやり、どういうわけで犯罪の嫌疑がないと思つたか、あるいはこういう結果、この部分に犯罪の嫌疑ありとなるわけですね。だからしたがつて、その部分まで含めて、政治家の政治的、道義的責任を明らかにする上で国会にこれを明らかにするかどうか。

○橋本敦君 これはロッキード事件でもいわゆる灰色高官の公表問題に絡んでいぶん議論されました。私はそれは国会に当然法務大臣として、これだけの大規模な事件ですから、当然かかるべき方法で国会に報告をすべき事件であるし、政治家の政治的、道義的責任を明らかにする上で重要だと、こう思つておられたが起訴するに至らなかつた、こういった検査の結果については、いずれ全部の検査の結果を待つて、刑事局長は法務大臣と相談して国会に報告していただけます。

○政府委員(前田宏君) 警察当局ともいろいろと事情を聞かなければ何とも申しかねるわけでございますが、先ほど來申しておりますように、検査の結果についても申しますが、先ほど來申しておきますが、ロッキード事件の例を引かれたわけでござりますが、ロッキード事件の例を引かれたわけでござりますけれども、あの場合には、国会におかれまして道義的責任の有無を解明するということと、そのいわば定期と申しますが、そういうことを、またいわば範囲というものを国会の方で一応基準的なものをお示しになりました。それに対する資料の提供といふ求めがございまして、それに対しまして秘密会といふことを前提として国会での御判断の資料を提供したと、こういきさつになつてあるべきものと決定いたしました。

○委員長(峯山昭範君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、国際検査共助法案を問題に供します。

本案に賛成の方の拳手を願います。

〔賛成者拳手〕

○委員長(峯山昭範君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

まのお尋ねの点と直ちに同列にいくかどうかといふ問題が前提としてあるような気がするわけでござります。

なお、以上両案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じます。が、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(峯山昭範君) 御異議ないと認めます。

○委員長(峯山昭範君) これより請願の審査を行います。

第四六号民法第七百五十条の改正に関する請願外八十件を議題といたします。

本委員会に付託されております請願は、お手元に配付の付託請願一覧表のとおりでございます。

理事会で協議の結果、第四六号民法第七百五十条の改正に関する請願外八十件は保留とすることに意見が一致いたしました。

以上のとおり決定することに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(峯山昭範君) 御異議ないと認め、さよに決定いたします。

○委員長(峯山昭範君) 繼続調査要求に関する件についてお諮りいたします。

検察及び裁判の運営等に関する調査につきましては、閉会中もなお調査を継続することとし、本件の継続調査要求書を議長に提出いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(峯山昭範君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、要求書の作成につきましては委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(峯山昭範君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。  
午後五時十五分散会

五月九日本委員会に左の案件が付託された。

一、民法第七百五十条の改正に関する請願(第三三八一号)

一、治安維持法等による犠牲者に対する国家賠償に関する請願(第三四三八号)(第三四四一号)

一、民法第七百五十条の改正に関する請願(第三五二八号)

一、治安維持法等による犠牲者に対する国家賠償に関する請願(第三五二九号)(第三五二〇号)

一、民法第七百五十条の改正に関する請願(第三五八三号)(第三五八四号)

一、治安維持法等による犠牲者に対する国家賠償に関する請願(第三五八三号)(第三五八四号)

一、民法第七百五十条の改正に関する請願(第三六四一号)

一、治安維持法等による犠牲者に対する国家賠償に関する請願(第三七〇二号)

一、民法第七百五十条の改正に関する請願(第三七五五号)(第三八三〇号)

一、治安維持法等による犠牲者に対する国家賠償に関する請願(第三八九九号)

一、民法第七百五十条の改正に関する請願(第三三四四一号)

一、治安維持法等による犠牲者に対する国家賠償に関する請願(第三五二八号)

一、民法第七百五十条の改正に関する請願(第三五二九号)

改悪された治安維持法によつて、昭和二十年に廃止されるまでの二十一年間に、民主的革新思想の政党はもとより労働組合、農民組合等の活動家、更には平和主義者、一般文化人、宗教家に至るまで実に数万名が逮捕、投獄された。これらの人々は、社会の進歩を求めたがゆえに、あるいはそれを助けたとして、また侵略戦争への協力を拒んだということなどで、残酷な拷問、たらい回しの長期拘留、過酷な懲役や予防拘禁等を強制され、家族等も迫害された。そのためには、虐殺や獄死、あるいは健康破壊による病死など、悲惨な運命に突き落とされた人々も少なくない。こうした計り知れない肉体的、精神的、物質的損害を被つて人々に対しなんの補償も行われないで今日に至つている。

理 由

大正十四年に制定され、昭和三年に最高は死刑に

この請願の趣旨は、第三四三八号と同じである。

紹介議員 赤桐 操君

この請願の趣旨は、第三四三八号と同じである。

第三五二〇号 昭和五十五年五月九日受理  
治安維持法等による犠牲者に対する国家賠償に関する請願  
請願者 埼玉県上尾市大谷本郷一、〇九九  
ノ二 和泉斐子外千五百十九名

紹介議員 山中 郁子君  
この請願の趣旨は、第三四三八号と同じである。

第三八三〇号 昭和五十五年五月十二日受理  
民法第七百五十条の改正に関する請願  
請願者 東京都練馬区高野台三ノ一九ノ  
五 竹板幸子

紹介議員 索谷 照美君  
この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第三五八三号 昭和五十五年五月九日受理  
治安維持法等による犠牲者に対する国家賠償に関する請願  
請願者 埼玉県北葛飾郡松伏町松伏三、一  
二四ノ七 福沢弘幸外九百九十九  
名

紹介議員 円山 雅也君  
この請願の趣旨は、第三四三八号と同じである。

第三八三〇号 昭和五十五年五月十二日受理  
民法第七百五十条の改正に関する請願  
請願者 東京都北区栄町一三ノ三松原方  
大野豊子

紹介議員 索谷 照美君  
この請願の趣旨は、第四六号と同じである。

第三五八四号 昭和五十五年五月九日受理  
治安維持法等による犠牲者に対する国家賠償に関する請願  
請願者 岡山県倉敷市西阿知町七一八・八  
木原よう外千三百七十四名

紹介議員 寺田 熊雄君  
この請願の趣旨は、第三四三八号と同じである。

第三八九九号 昭和五十五年五月十二日受理  
治安維持法等による犠牲者に対する国家賠償に関する請願  
請願者 長野県小県郡東部町和二三九  
児玉悦男外七百二十九名

紹介議員 加瀬 完君  
この請願の趣旨は、第三四三八号と同じである。

第三六四一号 昭和五十五年五月九日受理  
民法第七百五十条の改正に関する請願  
請願者 京都市左京区下鴨南芝町三一 桑

紹介議員 田中寿美子君  
この請願の趣旨は、第四六号と同じである。  
する請願

第三七〇二号 昭和五十五年五月十日受理  
治安維持法等による犠牲者に対する国家賠償に関する請願  
請願者 和歌山県御坊市湯川町財部二九  
三 木下キミエ外千百八十九名

昭和五十五年五月二十七日印刷

昭和五十五年五月二十八日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K